

[序論・基本構想 素案]

[前期基本計画 健康福祉分野 素案・教育文化分野 素案

経済環境分野 素案・都市基盤分野 素案・市民生活分野 素案

行財政経営分野 素案・政策連携プラン 素案]

ご意見等に対する対応表

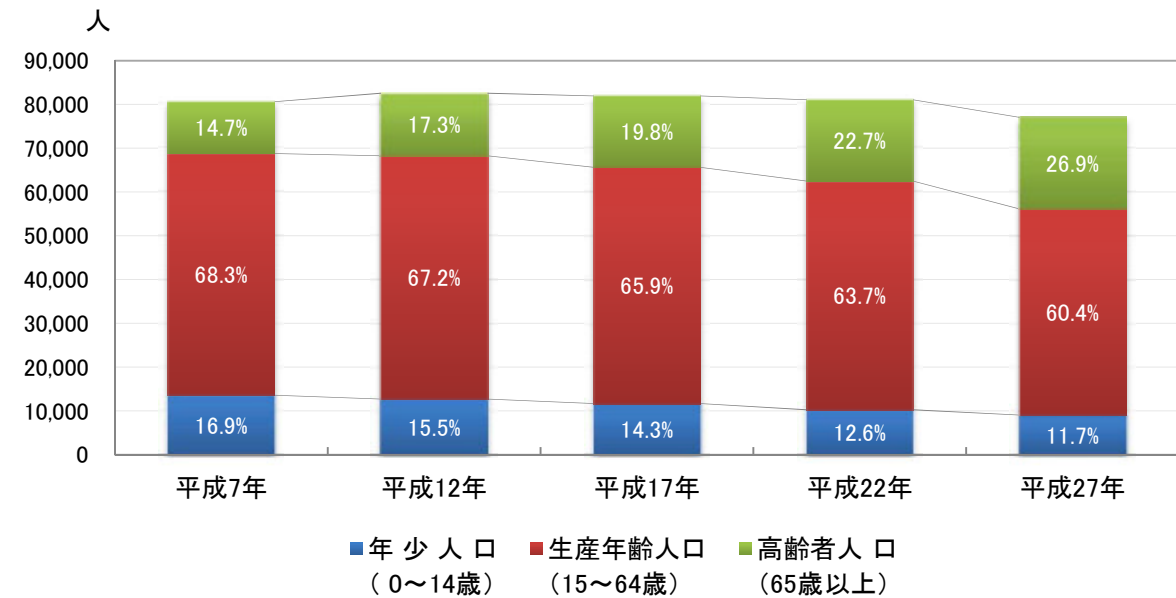
No.	分野	項目	ご意見	事務局 当日回答	対応区分	対応内容
1	序論	社会的環境「児童・生徒数の推移」 「6つの高等学校と生徒の居住地」			修正	児童生徒数のうち、高校生を別のグラフとし、市内在住者の割合と記載します。
2	基本理念	①みんなで育む安心・共生のまちづくり			修正	文言「楽しく魅力的な子育てができる環境」を「市民ニーズに応えた楽しく子育てができる魅力的な環境」に修正します。
3	基本理念	③市民と行政がともに創る安全のまちづくり			修正	「多世代の人々」の前に「若者から高齢者まで」文言を追記し、「市民一人ひとりがつながり」の前に「地域コミュニティが推進され」の文言を追記します。
4	健康福祉分野	1こども・子育て支援「1子育て支援サービスの充実」			修正	3段落目に「・出産や子育てに関するアドバイスをメールで配信するほか、予防接種スケジュール作成機能を利用いただくことにより、出産・子育てをするうえでの負担の軽減を図ります」と追加します。
5	健康福祉分野	1こども・子育て支援「2子育てに係る経済的負担の軽減」			修正	1段落目「・児童手当の支給や子ども医療費の支給を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。」と2段落目の「・子どもを3人以上養育している家庭の保育料の軽減を実施します。」を「・各種手当の支給や、医療費や保育料等に対する支援を通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るなど、子育てや教育に対する経済的な支援を進めます。」に修正します。
6	健康福祉分野	1こども・子育て支援「6児童虐待防止対策の充実」			修正	「出産や子育てに関するアドバイスをメールで配信するほか、予防接種スケジュール作成機能を利用いただくことにより、出産・子育てをするうえでの孤立感や負担感を緩和し、虐待防止を図ります」文言を「メールでの情報発信をはじめ、保護者との接点の機会を設けることを通じて児童虐待の一因となる出産・子育て期の孤立感や負担感を緩和し虐待防止を図ります。」と改めます。
7	健康福祉分野	2健康づくりの推進「現況と課題」	現行計画の「住民参画と協働を基にした取り組みや推進も重要となります。」のような文言を入れて欲しい。	検討させていただきます。	修正	「現況と課題」の1段落目の最後に「また、市民自らが健康管理に対する意識を高めていくために、住民参画と協働を基にした取り組みも必要です。」を追加します。
8	健康福祉分野	2健康づくりの推進「1健診・検診体制の充実」			修正	3段落目に「・市民自ら健康管理ができるよう、検診・健診についての知識の普及啓発をおこないます。特に若者へのがん予防や生活習慣病予防のための普及啓発をおこない、自発的な健康づくりを促します。」の文言を追記します。
9	健康福祉分野	2健康づくりの推進「1健診・検診体制の充実」 主な事業一覧②がん検診の推進			修正	主な事業一覧の②がん検診の推進に「また、若者への知識の普及啓発をおこない、健診受診率の向上につなげます。」の文言を追記します。
10	健康福祉分野	2健康づくりの推進	満足度「健康づくりの推進」と「がんの受診率」をアンケートを別としてほしい。	次回のアンケートにおいて検討させていただきます。	修正なし	次回のアンケートにおいて検討させていただきます。

No.	分野	項目	ご意見	事務局 当日回答	対応区分	対応内容
11	健康福祉分野	3医療体制の充実2地域医療の充実 主な事業一覧の③病院群輪番体制病院の支援			修正	3段落目「医療資源の確保を図るとともに、病院等の誘致も含めさらに高度な医療の充実に向け研究します。」を「医療資源の確保を図るとともに、病院等の誘致の調査研究も含め、高度な医療や三次救急体制の充実に向けて取り組みます。」に修正します。また、主な事業一覧の③病院群輪番体制病院の支援についての文言を「児玉郡市内の病院輪番制による夜間と休日の昼間の救急対応を支援します。また、北部医療圏(県北8市町)の三次救急体制充実に向けて取り組みます。」と改めます。
12	健康福祉分野	7生活困窮者等の支援「1生活困窮者への支援」			修正	「ひきもりなどの新たな課題」の「新たな」の文言を削除し前に「若者のみならず、中高年も含めた」を追記します。
13	教育文化分野	2豊かな心と健やかな体の育成 6体力向上と健康づくりの推進			修正	2段落目を次のように変更します。「基本的生活習慣の定着等、家庭と連携した健康づくりを進めます。」を「健康・安全に関する学習や家庭と連携した基本的生活習慣の定着により、生涯にわたる健康づくりを進めます。」に改めます
14	教育文化分野	4文化財の保護と活用の推進「4埋蔵文化財の保護と活用」			修正	文言「……また、適切な収蔵スペースの確保を図ります。」を「……また、収納場所の集約化と適切なスペースの確保を図ります。」に改めます。
15	教育文化分野	6生涯スポーツ・レクリエーションの促進「成果指標」			修正	修正 成果指標「体育施設を利用した市民の数」の現状値を修正することに伴い、目標値も変更します。
16	教育文化分野	6生涯スポーツ・レクリエーションの促進「1スポーツ・レクリエーション事業による心身の健康の保持増進」			追記	文言「市民一人1スポーツ」を目標に掲げ、」の後に「川淵三郎塾を推進するとともに」を追記します。また、川淵三郎塾について注釈を追記します。
17	経済環境分野	2商業の振興「めざす姿」			修正	「商店街」の文言を「商業環境」に修正します。
18	経済環境分野	7廃棄物の処理とリサイクル「2廃棄物の適正処理」			修正	2廃棄物の適正処理の内容を「ごみの適正排出に向けた取り組みするとともにごみ処理にかかる社会情勢の動向等に注視し、本市に最も適したごみ行政体制の構築に努めます。」を「ごみの適正排出に向けた取り組みを推進します。また、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)処理にかかる社会情勢の動向等に注視し適正な処理体制の構築に努めます。」に修正します。
19	都市基盤分野	1計画的なまちづくり 3まちなかの再生			修正 追記	中項目3を「まちなかの再生」から「まちなかの再生と定住促進」と修正し、「市街地を活性化させるため」の文言の後に「住宅等の立地を支援、誘導し、」を追記します。また、新たに主な事業一覧に「定住者への住宅取得支援」を追加し、事業概要を「定住人口の増加及び地域の活性化を図るため、定住者の住宅取得等に係る支援制度の充実を図ります。」とします。

No.	分野	項目	ご意見	事務局 当日回答	対応区分	対応内容
20	都市基盤分野	4交通サービスの充実「2 市内公共交通網の充実」 4バリアフリー・ユニバー サルデザインの推進			追記	一段落目の先頭に「自動車運転免許証を返納するなど自家用車での移動が困難な」を追記します。
21	政策連携プラン	4健康・安全・安心プラン			修正	プラン概要「市内公共交通網」の文言の前に、「増加が見込まれる自動車運転免許返納者にも対応した」の文言を追記します。加えて、安心できる生活基盤の主な取り組み内容に5-5-2の交通安全意識の高揚を追加します。
22	市民生活分野	1市民との協働によるまち づくりの推進「3 ボランテ ィア団体・NPO法人との協 働」			修正	3「ボランティア団体・NPO法人との協働」の名称を「ボランティア団体・NPO法人等との協働」と修正し、本文1行目出だしの「ボランティア団体・NPO法人との」を「ボランティア団体・NPO法人等との」に修正します。
23	市民生活分野	5交通安全対策の推進 2交通安全意識の高揚			修正	「重点施策として」の文言の後に、「高齢者の自動車運転免許証の返納を促していくとともに」を追記します。
24	行財政経営分野	4電子自治体の推進「現 況と課題」			修正	「さらに新しい技術動向や」の文言の後に「マイナンバー制度をはじめとする」の文言を追記します。
25	行財政経営分野	4電子自治体の推進1IC Tの利活用による市民の 利便性の向上			追記	「ICTの利活用により市民ニーズに対応した」の前に「インターネットやマイナンバーカードをはじめとした」の文言を追記します。
26	行財政経営分野	5自立性・自主性の高い 行財政経営の確立 3財 産管理の効率化			修正	2段落目の先頭部分を「公共施設の跡地等について、地域の特性や将来の利用可能性等を検討し、将来的に利用計画のないものについては、」追記修正します。

②年齢別人口の推移

年齢3区分別人口を見ると、年少人口・生産年齢人口は、平成7年以降一貫して減少傾向にあります。高齢者人口は平成7年以降一貫して増加傾向にあり、平成27年時点では、全人口の26.9%を占め、超高齢化社会（高齢化率21%超）に突入しています。



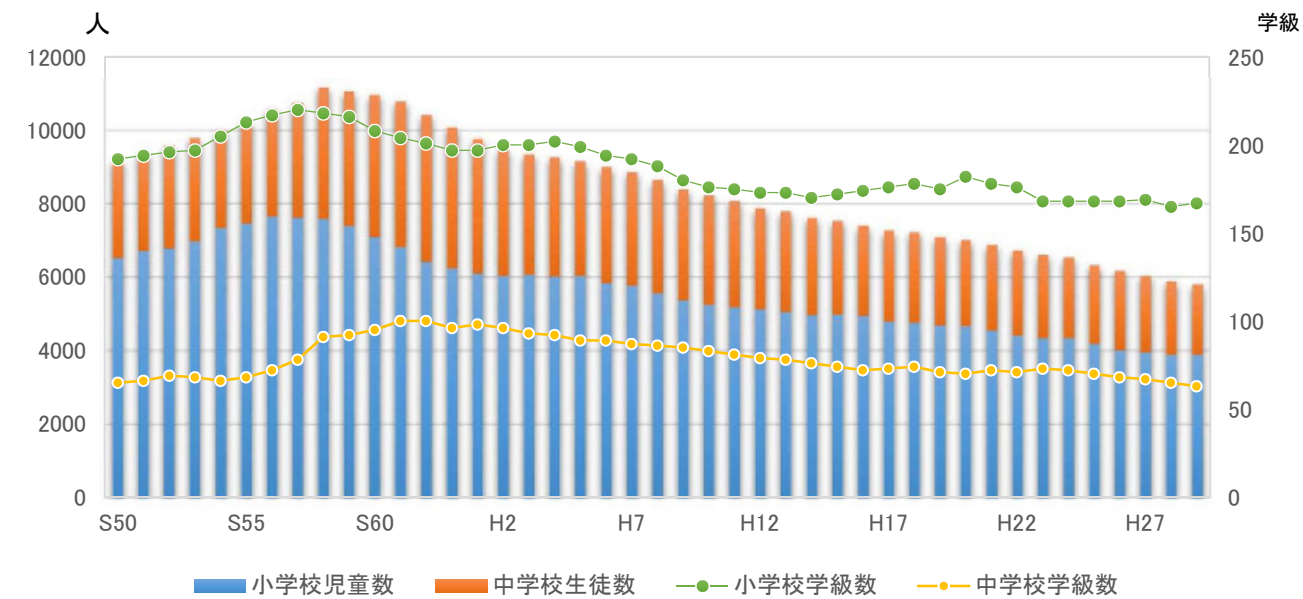
平成17年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算

出典：国勢調査

③児童・生徒数の推移

小学校児童数・中学校生徒数の総数は、昭和58年をピークに減少に転じています。

平成29年5月時点で小学生の児童3,878人、小学校学級数は、167学級、中学生生徒1,928人、中学校学級数は63学級となっています。

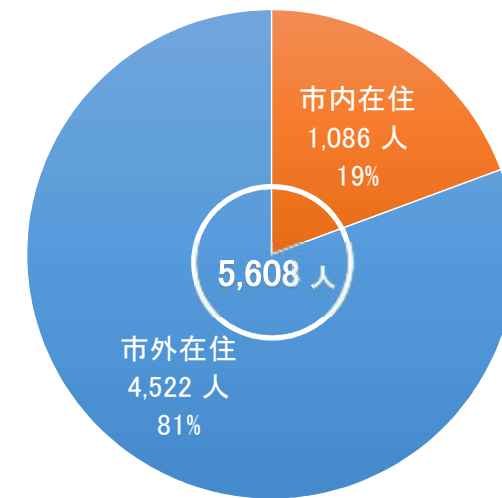


出典：本庄市

④6つの高等学校と生徒の居住地

市内には、児玉白楊高等学校、本庄高等学校、児玉高等学校、本庄第一高等学校、本庄東高等学校、早稲田大学本庄高等学院の6つの高等学校があります。

市調査によると、市内在住の生徒の割合は19%となっています。



出典：本庄市調査による
平成29年5月1日時点
※学生寮の生徒は市外在住に含む

⑤平均寿命・健康寿命

本市の平均寿命※は男性が、78.41年、女性が85.35年と女性のほうが約7年長くなっています。埼玉県の平均と比較すると、男性は、約1.6年、女性は約0.8年短くなっています。

また、65歳健康寿命※は、男性は、16.52年、女性が、19.80年となっており、女性の健康寿命は男性よりも約3年長くなっています。

単位：年、要介護等認定率は%

平成26年	総数		男		女	
	埼玉県	本庄市	埼玉県	本庄市	埼玉県	本庄市
平均寿命(0歳平均余命)	—	—	80.00	78.41	86.13	85.35
65歳平均余命	—	—	18.72	18.13	23.51	23.03
65歳健康寿命	—	—	16.96	16.52	19.84	19.80
要介護等認定率※(65歳以上)	14.2%	15.6%	10.4%	11.2%	17.4%	19.0%

出典：地域の現状と健康指標 平成27年度版 埼玉県・本庄市

※ 平均寿命：ある年齢の人がその後生存する平均年数

※ 健康寿命：65歳以上の人が健康で自立した生活を送る期間、具体的には介護保険制度の要介護2以上に認定された時点を障害発生時点と考えて、それまでの期間を指す。

※ 要介護認定率（65歳以上）：65歳以上の人における「要支援1」から「要介護5」の認定率

第1章 基本構想

1. まちづくりの基本理念

本庄市のまちづくりに関する基本的な考え方を、まちづくりの基本理念として定めました。まちづくりの基本理念は、「本庄市の将来像」を実現するための柱となる「政策大綱」を相互に調整し、まちづくり共通の考え方となるものです。

まちづくりの主要課題を踏まえ、本庄市のまちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

① みんなで育む安心・共生のまちづくり

出合いの場の創出から雇用の確保、出産・子育て支援まで、総合的な少子化対策の取り組みを進め、家庭と社会でともに支え合い、安心して子どもを生み、**市民ニーズに応えた楽しく子育てができる魅力的な環境**を提供します。次代を担う子どもたちが自立し、社会の様々な課題に対応できるように、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を進めます。地域の歴史と自然を活かし、地域とともにある学校づくりを進め、教育の質を向上させるとともに、学校・家庭・地域の連携を強化し、協働して子どもたちの豊かな成長を支えます。

将来を担う子どもたちのみならず、現役世代から高齢者まで、誰もが健康で、安心して過ごすことができるまちづくりを進めます。高齢社会を踏まえ、誰もが生きがいをもって、社会で活躍できる環境を実現します。そして、障害のあるなしにかかわらず全ての人が社会参加でき、悩んでいる人を理解し温かく支えられる安心に満たされた社会福祉の実現を目指します。

② 訪れたいくなる住み続けたいくなるまちづくり

多くの人々が訪れたいくなり、また、多くの若者が集い、住まうまちづくりを進めます。そのためには、地域経済と雇用を支える産業の誘致・強化と、農業の生産性の向上及び意欲ある農業者の確保を進めていきます。また、人々のニーズに応えた、魅力とにぎわいあふれる商業の発展を支援するとともに、対外的な発信力を強化して地域の歴史と自然を活かした観光を振興します。

本市に住まう市民が住み続けたいくなるまちを維持するために、日々の生活を支える快適・安全で美しい都市の整備と、地域社会の核となるまちなか再生を推進します。そして、良好な環境を次の世代に引き継いでいくために、資源やエネルギーの利活用を促進し、環境にやさしいまちづくりを進めます。

③ 市民と行政がともに創る安全のまちづくり

様々な文化、**若者から高齢者まで**多世代の人々が盛んに交流し、互いに尊重するまちづくりを進めます。そのために、市民一人ひとりがつながり、**地域コミュニティが推進され**、お互いを支え、そして市民自ら活躍できるように支援を行っていきます。

行政が市民と協働の体制を構築しながら、災害に強く、犯罪や交通事故のない、誰にも優しい安全安心なまちをつくります。また、多様化する市民のニーズを的確に捉え、対応するために、情報セキュリティを確保した ICT 等を活用し、効率的で効果的な行政経営を進めます。行政経営に関して市民への十分な説明を果たすことができるようにわかりやすさと透明性を確保します。

第1章 子どもからお年寄りまで健やかで安心して暮らせるまち(健康福祉分野)				だれもが安心して健やかにいきいき活躍できるまち(健康福祉分野)						
市民アンケート		満足度		5 / 36位		重要度		7 / 36位		
現行計画内容				変更の有無		次期計画素案				
施策大項目名		1. 子ども・子育て支援		変更なし		1. 子ども・子育て支援				
現況と課題				現況と課題		文字数 665				
<p>全国的に晩婚化・未婚化が進み、また合計特殊出生率※も低下し、少子化が進行しています。平成22年3月に、少子化対策の計画である「本庄市次世代育成支援行動計画 後期計画（平成22年度から平成26年度）」を策定した際に行った調査結果では、本市も全国と同様の傾向が出ています。</p> <p>本市では、同計画に沿って、地域における子育て支援サービスの充実、仕事と生活の調和の推進、子育て支援のネットワークの充実、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の支援体制の充実、障害児施策の充実などの施策を実現するため、各種事業を行ってきました。</p> <p>今般の後期基本計画策定に係る市民アンケート結果でも、子育て支援に関しては、仕事と子育ての両立支援を望んでいる割合が最も高く、次いで子育て家庭への経済的支援、子どもの健康支援、多様な保育サービスの提供を望んでいることから、様々な保育ニーズに対応する施策と併せ、経済的・精神的なサポート体制の整備が求められています。</p> <p>また、平成22年度と比較すると、平成23年度の市内の児童虐待相談の受付件数は約2.3倍になっています。今後は、関係機関との連携を強化するなど、子どもの健やかな成長を見守る施策を充実させ、要保護児童対策協議会において継続して協議されている相談件数の減少を図り、児童虐待の根絶を目指します。</p>				<p>・未婚化や晩婚化などにより急速に進展する少子化や、女性の社会進出による共働き家庭の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化による家庭や地域の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもたちを取り巻く環境は厳しく、また、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、多様化する子育てニーズに対応する子育て環境の整備が求められています。</p> <p>国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築し子育てしやすい社会づくりを推進するため、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしました。この新制度は、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものです。</p> <p>本市でもこの実現のため、子ども・子育て支援サービスのニーズに対する確保方策等をきめ細かく計画するとともに施策、事業の方向性を明確にしたうえで、子ども・子育てへの支援サービスと環境整備に取り組んでいます。</p> <p>こうしたことを背景として、子どもを取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、家庭と地域が支え合う、誰もが安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりを進めるため、地域における子育て支援サービスの充実、子育て世代包括支援センターの設置、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない子育て支援サービスの提供、仕事と子育ての両立支援、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の支援の充実など、総合的に子育て支援施策の充実・推進を図っていくことが重要です。</p>						
現状グラフ内容		子育ての現状		変更の有無		現状グラフ内容		子育ての現状		
現状グラフ		子育て支援センター利用者数		変更あり		子育て支援センター利用組数				
		児童虐待通報件数／継続ケース件数		変更あり		児童虐待相談新規受付件数／要保護児童対策地域協議会対象件数				
めざす姿		●子育てと仕事を両立できる支援体制が整っています。		変更なし		●子育てと仕事を両立できる支援体制が整っています。				
		●地域で安心して子育てができる子育て支援の体制が整っています。		変更あり		●妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制が整っています。				
		●子どもが健やかで元気にたくましく成長できる地域環境が整っています。		変更あり		●地域全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいます。				
成果指標・市民満足度と目標値		成果指標 子育て支援センター利用人数（保育所等に入所していない就学前児童と保護者の利用数（年間））		目標値（平成29年）		成果指標 子育て支援センター延べ利用組数（年間）		現状（平成28年）		23,911組（H27年度）
				平成28年度時点				目標値（平成34年）		25,300組
		市民満足度 子育て支援の強化		目標値（平成29年）		市民満足度 子ども・子育て支援		現状（平成28年）		29.9%

	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
施策中項目	1 子育て支援サービスの充実	次代を担う子どもたちとすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスと相談体制の充実を図ります。	変更あり	1 子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、子育て支援拠点事業等を実施します。 ・子育て世代包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援体制を整えます。 ・出産や子育てに関するアドバイスをメールで配信するほか、予防接種スケジュール作成機能を利用いただくことにより、出産・子育てをするうえでの負担の軽減を図ります。
	2 子育てに係る経済的負担の軽減	子どもに対する手当や医療費自己負担分の支給事業を推進し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	変更あり	2 子育てに係る経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の支給や子ども医療費の支給を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 ・子どもを3人以上養育している家庭の保育料の軽減を実施します。 ・各種手当の支給や、医療費や保育料等に対する支援を通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るなど、子育てや教育に対する経済的な支援を進めます。
	3 ひとり親家庭等の支援体制の充実	母子家庭等の自立に必要な職業能力の向上についての情報提供や相談、指導等の支援を充実します。また、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成や生活費、養育費、教育費等経済的困窮に関する支援も推進します。また、父子家庭に対する支援のあり方について検討します。	変更あり	3 ひとり親家庭等の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の支給及び母子家庭等自立支援給付金等の支給を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援します。また、ひとり親家庭等の自立に必要な情報の提供、相談指導等の支援を行い、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を充実します。
	4 子育てと仕事の両立支援	就労などにより、家庭で保育することができない児童の保護者を対象に、ニーズを十分に踏まえ、利用しやすい保育サービスの充実を推進します。	変更あり	4 子育てと仕事の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の実施を推進し、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。 ・低年齢児を保育する小規模な保育施設を利用する保護者に給付を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。 ・認定こども園等を利用する保護者に給付を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。
	5 子育て支援のネットワークの充実	地域における関係機関の連携を推進し、子育て支援機関、団体、サークル等のネットワークや情報交換の場を提供することにより、子育て家庭への充実した子育て情報の提供に努めます。	変更あり	5 子育て支援のネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援団体等と情報交換しながら、支援体制を継続しています。また、支援団体の主催事業等に積極的に協働することにより、活動内容を把握し、より良い支援を行っています。
	6 児童虐待防止対策の充実	児童虐待の早期発見・対応のため、新生児・乳幼児・妊産婦訪問の活用を図るほか、児童相談所、民生委員・児童委員、保育所や教育機関、保健医療機関、警察等の関係機関とのネットワークの充実・強化を図るとともに、通告義務等の児童虐待防止に関する啓発に努めます。また、育児不安の軽減のため、親同士の情報交換や友達づくりができるような場の提供を図ります。	変更あり	6 児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援児童の適切な保護を図るため、関係機関と情報の交換・共有を行い、児童虐待の早期発見・対応を行っています。 ・出産や子育てに関するアドバイスをメールで配信するほか、予防接種スケジュール作成機能を利用いただくことにより、メールでの情報発信をはじめ、保護者の接点の機会を設けることを通じて児童虐待の一因となる出産・子育て期をするうえでの孤立感や負担感を緩和し、虐待防止を図ります。
	7 保育環境の整備	公立保育所、児童センター、学童保育室など児童福祉施設の適正配置を行うとともに、質の高い民間事業者を活用し、より良い子育て環境を整備していきます。また、障害のある子どもたち一人ひとりのニーズにあった保育所（園）への入所（園）や学童保育体制の整備に努めるとともに、職員の資質向上に取り組みます。	変更あり	7 保育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設の適正整備と安心して安全な保育環境の保育所等の施設整備をします。 ・放課後児童クラブの運営体制整備や施設改修、備品整備、障害児受け入れのための整備等に対して助成を行います。
協働による取り組み	取り組み内容		取り組み内容		
	核家族化の進行とともに、家庭内での育児能力が低下しています。そのために、育児不安を抱え、育児に支障をきたす親も増えていきます。こうした親を支援していく一環として、市民の子育て支援グループ、NPO、ボランティア団体等との協働により、相談事業や学習会（教室等）のあり方の検討や、子育て相談、講習会などを定期的に開催します。また、学校支援、地域防犯活動など地域のマンパワーを活用し、地域に密着した子育て支援体制を整えます。このように、地域社会をあげての子育てや教育を支援する「市民の子育て参加率日本一のまち」を目指し、安心して楽しく子育てができる環境づくりを推進します。		核家族化や地域コミュニティの希薄化により、育児不安や育児の負担感を抱え育児に支障をきたす親が増えていきます。こうした親を支援していくため、子育て支援グループ、NPO法人、ボランティア団体等と協働し、子育て親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て教室、講演会等を引き続き実施し、地域に密着した子育て支援体制を整えていきます。		

関連計画	計 画 名		計 画 期 間	概 要	
		本庄市子ども・子育て支援事業計画		平成27年度～平成31年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画
(資料編) 主な事業一覧	事業名	事業概要	変更の有無	事業名	事業概要
	①ファミリー・サポート・センター運営事業	子どもを預けたい人と預かる人との調整を行い、子育てをサポートします。	変更なし	①ファミリー・サポート・センターの運営	・子どもを預けたい人と預かる人との調整を行い、子育てをサポートします。
	②児童手当支給事業	中学校3年終了時まで児童手当を支給します。	変更あり	②児童手当の支給	・中学校修了前の子どもを対象に、児童手当を支給します。
	③子ども医療費支給事業	中学校卒業までの子どもを対象に、医療費等の自己負担分を助成します。	変更あり	③子ども医療費の助成	・中学校修了前の子どもを対象に、医療費の自己負担分を助成します。
	④児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の経済的支援を目的として児童扶養手当を支給します。	変更なし	④児童扶養手当の支給	・ひとり親家庭等の経済的支援を目的として児童扶養手当を支給します。
	⑤ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭の子ども及び親等を対象に、医療費等の自己負担分を助成します。	変更あり	⑤ひとり親家庭等医療費の助成	・ひとり親家庭の子ども及び親等を対象に、医療費の自己負担分を助成します。
	⑥母子家庭高等技能訓練促進費等事業	母子家庭の母親に対し、訓練促進費等を支給することにより就業訓練中における生活の負担の軽減を図ります。	変更あり	⑥母子家庭等への支援	・母(父)子家庭の母(父)に対し、高等職業訓練促進給付金等を支給することにより修業訓練中における生活の負担の軽減を図ります。
	⑦保育園運営事業	保育の実施を推進し、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。	変更あり	⑦民間保育所等委託事業	・保育の実施を推進し、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。
	⑧放課後児童健全育成事業	民間学童保育所への委託を行い、児童の健全育成と親の就労支援を図ります。	変更あり	⑧放課後児童健全育成事業	・民間学童保育所への委託を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。
	⑨子育て支援センター事業	子育て不安の相談や情報提供、保護者同士・子ども同士の交流や情報交換のための環境整備の充実と実施施設の拡大を図ります。	変更なし	⑨子育て支援センターの運営	・子育て不安の相談や情報提供、保護者同士・子ども同士の交流や情報交換のための環境整備の充実と実施施設の拡大を図ります。
	⑩家庭児童相談事業	育児相談、悩み受付、情報紹介、専門機関への取次などを支援します。	変更なし	⑩家庭児童相談室の運営	・育児相談、悩み受付、情報紹介、専門機関への取次などを支援します。
	⑪要保護児童対策地域協議会事業	関係機関と情報を共有し、虐待通報に対し速やかに対応できる体制を整え、子どもを虐待から守ります。	変更なし	⑪要保護児童対策地域協議会の運営	・関係機関と情報を共有し、虐待通報に対し速やかに対応できる体制を整え、子どもを虐待から守ります。
	⑫公立保育所民営化事業	平成25年度から公立4保育所の民営化を推進します。	削除		
	⑬特別支援学校放課後児童対策事業	特別支援学校に通う児童を対象とした学童保育所を支援します。	削除		
		新規	⑫民間保育所等運営助成事業	・児童及び保育士等の処遇改善や保育所等運営の充実を図ります。	
		新規	⑬多子世帯の保育料の軽減	・子どもを3人以上養育している家庭の3子以降の保育料を無償とします。	
		新規	⑭すくすくメールの配信	・メール配信による出産・育児に関する支援情報や予防接種スケジュール情報を提供します。	

第1章 子どもからお年寄りまで健やかで安心して暮らせるまち(健康福祉分野)				みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち(健康福祉分野)					
市民アンケート		満足度		4 / 36位		重要度		5 / 36位	
現行計画内容				変更の有無		次期計画素案			
施策大項目名 2 健康づくりの推進				変更なし					
現況と課題				現況と課題		文字数 821			
<p>本市では、各種健診などによる疾病の早期発見と生活習慣病などの予防や悪化防止に向けた健康教室・健康相談事業を実施し、市民の健康管理の一助となるよう努めていますが、受診率・受講率は低い状況であり、工夫が求められています。さらに、市民自らが健康管理に対する意識を高めていくために、住民参画と協働を基にした取り組みや推進も重要となります。</p> <p>近年、全国的に自殺者が急増し社会問題となっています。年代によっては死亡原因の上位を占めており、自殺対策について、国・県では各種施策の推進が図られています。自殺原因の約半数は健康問題であるという現状も踏まえ、本市においても、自殺対策事業の充実が求められています。</p> <p>母子保健においては、核家族化の進行をはじめとする社会環境の変化に伴い、期待される市民ニーズも多岐にわたります。子どもたちが健やかに発育・発達していくためには、思春期、妊娠・出産、乳幼児期等各ステージにおける健康診査や保健指導の充実、予防接種の推進などのほか、保護者のこころのケアにも配慮した育児相談体制を整備していく必要があります。育児ストレスの軽減や児童虐待の防止も視野に事業展開を図っていくとともに、社会的にも養育環境を整えていくことが大切です。</p> <p>また、発達障害※等の子どもたちに対し、乳幼児期から就労に至るまでの支援体制を整えていくことで、地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、関係機関との連携体制を構築していくことが求められています。</p>				<p>・各種健診などによる疾病の早期発見と生活習慣病などの予防や悪化防止に向けた健康教室・健康相談事業を実施し、市民の健康管理の一助となるように努めていますが、受診率・受講率は低い状況です。市民生活の質の維持・向上と健康寿命の延伸のために受診率・受講率を高める工夫が必要です。また、市民自らが健康管理に対する意識を高めていくために、住民参画と協働を基にした取り組みも必要です。</p> <p>・核家族化の進行をはじめとする社会環境の変化に伴い、子育てに対する市民ニーズも変化してきております。子どもたちが健やかに育っていくためには、妊娠・出産期～思春期、各ステージにおける取り組みの充実が必要です。また、育児ストレスの軽減や児童虐待の防止も視野にいれ、切れ目のない支援を行ってまいります。</p> <p>・食生活は、多くの生活習慣病との関連が深く生活の質にも大きく影響を及ぼすなど、健康づくりにおいて中核をなすものです。栄養バランスに配慮した食事や規則正しい食生活を送り、健康で豊かな生活を実現するため、一人ひとりが正しい知識に基づき、望ましい食生活を実践することが重要です。</p> <p>・発達に不安のある子どもが、健やかに地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、発達教育支援センター（すきっぷ）を核として、子どもや保護者及び周囲で関わる人々への支援を、家庭だけでなく保育所や学校へ出向いて実施しています。今後も子どもを支える各関係機関との連携体制の充実を図ってまいります。</p> <p>・自殺者は全国的には4年連続で年間3万人を下回ったものの、依然として深刻な状況にあります。本市では平成26年度21人、平成27年度19人、平成28年度24人と20人前後で推移しています。平成28年4月に施行された改正自殺対策基本法に基づき、県の自殺総合対策推進センターから示される当市の自殺実態分析結果や地域の実情に合わせた政策案をもとに、市の自殺対策計画を策定し、心の健康づくりをすすめます。</p>					
現状グラフ内容		健康づくりの現状		現状グラフ内容		健康づくりの現状			
現状グラフ		特定健康診査受診率（集団）		変更あり		特定健康診査受診率			
		乳幼児健診受診率		変更あり		がん検診等受診率			
めざす姿		●市民の健康管理に関する関心が高く、自ら健康づくりのための行動を実践している市民が増えています。		変更なし					
		●心身の健康づくりの支援体制が充実し、健康的な生活ができる環境が整っています。		変更あり		●各ライフサイクルにおける心身の健康づくりの支援体制が充実し、健康的な生活ができる環境が整っています。			
		●発達障害※等の子どもたちへの支援体制が充実し、地域社会の中で自立した生活を営める環境が整っています。		変更なし					
成果指標・市民満足度と目標値	成果指標	特定健診※の受診率（住民健診に代わって、保険者が行う特定健診※の受診率）	目標値（平成29年）	60%	成果指標	特定健診の受診率	現状（平成28年）	31.8%（暫定27年度）	
			平成28年度時点	31.8% (27年度)			目標値（平成34年）	60%（国の定めた目標値）	
	成果指標	乳幼児健診受診率（3～4か月、9～10か月、1歳6か月、2歳、3歳の乳幼児の健診受診率）	目標値（平成29年）	95%	成果指標	市で実施したがん検診等の受診率（職域での検診や人間ドックでの受診は含まない）	現状（平成28年）	胃がんリスク検診5.9%、前立腺がん11.1%、肺がん16.6%、大腸がん10.9%、子宮がん19.4%、乳がん18.1%	
			平成28年度時点	94.1% (27年度)			目標値（平成34年）	50%（国の定めた目標値）	
市民満足度	健康づくりの推進	目標値（平成29年）	60%	市民満足度	健康づくりの推進	現状（平成28年）	44.4%		

	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
施策中項目	1 健康診査体制の充実	健康診査は、国保被保険者を対象に行う高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診※・保健指導と市民を対象とした健康増進法に基づく健康診査や健康教育・健康相談などを実施します。受診率の向上を図り、生活習慣病の予防と健康的な質の高い生活の実現を目指します。	変更あり	1 健診・検診体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく国保被保険者を対象とした特定健康診査・保健指導と後期高齢者医療保険被保険者を対象とした健康診査、「健康増進法」に基づく健康診査やがん検診・健康教育・健康相談などを実施します。 ・健診の無料化や複数健診の同時実施などで、受診率の向上を図り、生活習慣病の予防と疾病の早期発見を目指し、健康的な質の高い生活を実現します。 ・市民自ら健康管理ができるよう、検診・健診についての知識の普及啓発をおこないます。特に若者へのがん予防や生活習慣病予防のための普及啓発をおこない、自発的な健康づくりを促します。
	2 各種がん検診の受診環境整備	がんは、早期発見・早期治療により健康寿命の延伸を図ることができます。検診は、集団検診として実施しているものと個別検診として実施しているものがあり、市民が受診しやすい環境の整備により受診率の向上を目指します。	変更あり	2 体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・効果が認められている健康長寿埼玉モデル事業の導入や、動機づけ事業を活用し、市民の健康づくりを推進します。また、生活習慣病の重症化を予防するための支援を行います。 ・全てのライフステージにおいて、いきいきと健康な毎日を過ごすため、望ましい食生活を実践できるよう、食育の推進に取り組みます。
	3 自殺対策事業の充実	自殺の背景・原因は様々です。社会的な要因については、相談・支援体制の整備などの取り組みを行い、心理的な要因については、適切な介入により自殺死亡率を引き下げることを目指します。	変更あり	3 予防接種の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づく定期の予防接種を実施しています。予防接種未接種者への勧奨方法の見直しを行い、接種率の向上を図り感染症対策に取り組みます。
	4 予防接種の推進	法定予防接種のみでなく、任意の予防接種についても国の動向を見据えながら助成を行います。接種の利便性を図ることにより、接種率の向上を目指し、疾病流行の防止と感染症対策の充実に取り組みます。	変更あり	4 母子保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査・健康相談・教室の充実により、疾病の早期発見や心身の健やかな発育・発達を支援します。また、妊娠期からの切れ目のない支援により、安心して子育てができる環境の整備を目指します。
	5 母子保健事業の充実	乳幼児健康診査・相談により、疾病の早期発見や心身の健やかな発育・発達を支援します。また、保護者に対するきめ細かい養育支援により、安心して子育てができる環境の整備を目指します。	変更あり	5 発達障害児等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に不安のある子どもとその保護者に保健師、言語聴覚士、作業療法士、心理士等の専門職が個別相談や指導を行い、保護者や周囲で関わる大人が子どもの特性に気づき、その子に合った関わり方ができるように継続した支援を行い、子どもの健やかな成長を支えます。
	6 発達障害※児等への支援の充実	発達障害※等の子どもたちを早期に把握し、保護者・子ども、及び子どもに関わる関係機関等への支援、協力関係により、途切れない支援を充実させ、将来自立できる環境を整えます。	変更あり	6 心の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・改正自殺対策基本法にもとづき、県の自殺総合対策推進センターから示される当市の自殺実態分析結果や地域の実情に合わせた政策案をもとに、市の自殺対策計画を策定し、若年者からの心の健康づくりをすすめます。
協働による取り組み			取り組み内容		
			各地域における、健康づくりの取り組みと相互に連携し、地域の特性を生かした健康づくりや、住民主体の健康づくりを行っていきます。		

関連計画	計 画 名		計 画 期 間	概 要		
	健康づくり推進総合計画		平成28年度～平成32年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取り組みの相乗効果と推進力をたかめる総合計画		
	本庄市国民健康保険データヘルス計画		平成28年度～平成31年度	特定健診やレセプトのデータ分析結果に基づく国保加入者の健康保持増進を図るための事業計画		
（資料編） 主な事業一覧	事業名	事業概要	変更の有無	事業名	事業概要	
	①健康診査事業	特定健診※では、基本的な項目に詳細な項目を付加し、より精度の高い内容で検診を行います。肝炎検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診などを行います。	変更あり	健康診査の推進	特定健診・健康診査、肝炎検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診等を実施します。また、検診方法の見直しを行い、受診率向上を図ります。	
	②がん検診事業	大腸がん・胃ペプシノゲン・前立腺がん検診は個別検診で実施します。子宮頸がん・乳がん検診は個別及び集団検診で実施します。肺がん検診は集団検診で実施します。	変更あり	がん検診の推進	A B C 検診（胃がんリスク検診）・大腸がん検診・前立腺がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診・肺がん検診を実施します。また、検診方法の見直しを行い、受診率向上を図ります。また、若者への知識の普及啓発をおこない、健診受診率の向上につなげます。	
	③自殺対策事業	総合窓口的な機能を目指し、研修等による質の確保を図るとともに、啓発事業に取り組みます。	変更あり	乳幼児健診・健康相談を通じた支援	4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳児・3歳児・5歳児の健診や健康相談を行います。また、健診後の相談等の充実を図り、継続した支援を行います。	
	④予防接種事業	法で定められている定期の予防接種のほか、任意のヒブ※・子どもの肺炎球菌・子宮頸がんワクチンの接種推進を行います。	変更あり	乳幼児への訪問支援・健康教育の推進	赤ちゃん全戸訪問のほか、家庭訪問・両親学級・育児学級・健康教育などを行います。すくすくメールの周知を図り、いつでもどこでも活用出来る子育て支援を提供し、子育て環境の整備に努めます。	
	⑤乳幼児健康診査・健康相談事業	4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳児・3歳児・5歳児の健診や健康相談を行います。また、健診以外の相談の場として定例相談事業や、随時の相談、心理面を主とした相談などを行います。妊婦健診への助成を行います。	変更あり	予防接種の推進	予防接種ナビの周知を図り、未接種者への接種勧奨に活用し、接種率の向上を目指します。	
	⑥家庭訪問・健康教育事業	赤ちゃん全戸訪問のほか、家庭訪問・両親学級・育児学級・健康教育などを行います。	変更なし	発達障害児等への支援	療育的相談・親子教室・個別相談・機関への巡回支援・コンサルテーション・事例検討会・研修会などを行います。各関係機関と連携をとり1人1人に合わせた支援を行います。	
	⑦発達教育支援事業	療育的相談・親子教室・個別相談・機関への巡回支援・コンサルテーション※・事例検討会・研修会などを行います。	変更あり	心の健康づくりの推進	改正自殺対策基本法に基づき、平成30年に市の自殺対策計画を策定し、本市の実態に合わせた、若者からの心の健康づくりをすすめます。	
				新規	健康づくりへの動機づけの強化	健康づくり活動に対しポイントを付与し、ポイントを貯めると賞品と交換できる事業で、市民の自主的な健康づくり意識の昂揚を促します。
				新規	体の健康づくりの推進	効果が認められている健康長寿埼玉モデル事業の導入を行い、広く市民の健康づくりを推進します。様々な教室や講座、健診、相談事業などを通して各ライフステージに応じた食育を推進していきます。
			新規	生活習慣病重症化予防	健診やレセプトのデータから保健指導対象者を選定し、啓発活動、受診勧奨、保健指導を実施し、生活習慣病の重症化を予防します。	

第1章 子どもからお年寄りまで健やかで安心して暮らせるまち(健康福祉分野)			だれもが安心して健やかにいきいき活躍できるまち(健康福祉分野)			
市民アンケート		満足度	32/36位		重要度	1/36位
現行計画内容			変更の有無	次期計画素案		
施策大項目名	3 医療体制の充実		変更なし			
現況と課題			現況と課題		文字数 831	
<p>本市における救急医療は、埼玉県地域保健医療計画で定めた児玉郡を一体とする児玉医療圏に属しています。初期救急の内、休日の昼間及び夜間は、休日急患診療所が内科・小児科系を賄い、外科系は午前中のみ在宅当番医制度で対応しています。救急車による重症患者等を対象とする二次救急は、児玉郡市内の5病院が年間を通じて夜間と休日の昼間、輪番制で対応しています。また、小児の二次救急やさらに高度な医療を必要とする三次救急については、深谷・熊谷地域を含む北部医療圏に属し対応しています。当医療圏の地域医療を担っている病医院の協力のもと救急体制を組んでいますが、所属医療圏の中だけでの対応は難しく、県を越えた利用実態であり課題となっています。さらに、平日夜間に体調に不安が生じた場合、救急病院に受診する患者も多く、本来の二次救急病院の機能を果たしにくい状況があります。夜間の相談や初期救急体制の整備が求められています。</p> <p>安心して暮らせる医療体制に対する市民の要望・期待は非常に高い状況です。限られた医療資源の中で、病診連携※をはじめとした医療提供体制を整えていく仕組みづくりが求められています。そのためには、市民の受療行動の分析や理解・協力に基づいた検討が重要となります。なお、病診連携※においては、当地域の地理的要因により、県を越えた体制整備の調整が必要です。</p>			<p>・本市は、埼玉県地域保健医療計画で定めた本庄市、児玉郡を一体とする児玉医療圏に属し、救急医療体制を組んでいます。</p> <p>・初期救急医療は、休日急患診療所において、休日・年末年始の昼間、夜間及び週に1日平日の夜間に内科系の診療に対応し、外科系は休日の午前中のみ在宅当番医制で対応しています。入院を必要とする重症患者等を対象とする二次救急医療は、児玉郡市内の5病院が年間を通じて休日の昼間と全日の夜間、輪番制で対応しています。輪番病院には、夜間に体調を崩したときなどに受診する患者も多く、本来の二次救急病院としての機能が果たされにくい状況があります。本来の二次救急の機能を果たせるように初期救急医療体制の整備が必要です。</p> <p>・高度な医療を必要とする三次救急医療や小児の二次救急医療については、熊谷・深谷地域を含む北部保健医療圏に属し対応しています。当医療圏は、地域医療を担っている医療機関の協力のもと救急体制を組んでいますが、対応出来る医療機関が少ないため医療圏内だけでの対応は難しく、他の医療圏域への搬送や、搬送時間が短い群馬県の病院へ搬送されています。市民の安心安全のために高度な医療をはじめ地域医療の充実が重要です。北部医療圏の充実を県に要望するとともに、県境を越えた体制整備についても県への働きかけを行うとともに、他の方策も研究していきます。</p> <p>・かかりつけ医を持っている市民の割合は35.3%でまだまだ低い状況です。市民1人1人がかかりつけ医を持つことは、自分のからだに責任を持つことであり、適切な医療を受け健康を守るために有効です。また市民のかかりつけ歯科医を持っている割合は76.2%ですが、60歳以上で20本以上歯がある人の割合は57.7%であり、生涯にわたり健全な口腔機能を維持することができるよう普及啓発が必要です。これらのことから、できるだけ多くの市民に、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持っていたるよう周知啓発していく必要があります。</p>			
現状グラフ内容	地域医療、救急医療の現状		現状グラフ内容	地域医療、救急医療の現状		
現状グラフ	休日急患診療所利用者数		変更なし	休日急患診療所利用者数		
	病院群輪番制病院利用者数/うち軽症患者数の割合		変更なし	病院群輪番制病院利用者数/うち軽症患者数の割合		
めざす姿	●病診連携※が進み日常の医療に対する満足度が高くなります。		変更なし	●休日や夜間の初期救急体制や相談機能が充実しています。		
	●休日や夜間の初期救急体制や相談機能が充実しています。		変更あり	●高度な医療をはじめ地域医療体制が充実しています。		
	●市民がかかりつけ医をもち、自ら健康管理を行っています。		変更なし	●市民がかかりつけ医・かかりつけ歯科医をもち、自ら健康管理を行っています。		

成果指標・市民満足度と目標値	成果指標	病院群輪番病院受診者に占める軽症患者率（夜間や休日の救急当番病院を受診する人のうち軽症者の割合）	目標値（平成29年）	75.00%	成果指標	病院群輪番病院受診者に占める軽症患者率（夜間や休日の輪番当番病院を受診する人のうち軽症者の割合）	現状（平成28年）	84.30%
			平成28年時点	84.30%			目標値（平成34年）	75.00%
	市民満足度	医療体制の充実	目標値（平成29年）	30%	市民満足度	医療体制の充実	現状（平成28年）	27.9%
施策中項目	名称	取り組み内容			変更の有無	名称	取り組み内容	
	1 病診連携※推進の検討	病院と診療所（かかりつけ医）が患者の症状に応じて、役割や機能を分担しながら治療にあたる病診連携※については、国・県の動向も見据えながら、医師会等との検討・研究を進めます。			変更あり	1 初期救急医療の充実	・在宅当番医制により休日の午前中に外科系の診療を行っています。また、本庄市休日急患診療所において、休日・年末年始の昼間、夜間及び週に1日平日の夜間に内科系の診療を行っています。平日夜間診療日の拡充に向け協議を継続します。	
	2 休日及び夜間の初期救急医療の充実	本庄市児玉郡医師会立本庄市休日急患診療所は、休日の昼間と夜間に診療を実施しています。今後、休日以外の夜間の診療の実施に向けて、医師会と検討します。			変更あり	2 地域医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・郡市内の5病院において、内科系・外科系の夜間救急搬送受入を輪番制にて対応しています。いつでも受け入れが出来るよう、体制の整備・充実に努めます。 ・小児二次救急医療は熊谷・深谷・児玉地区の北部保健医療圏において県と連携し整備を進めています。また、休日急患診療所の後方支援病院の確保も含め、群馬県の搬送可能範囲にある小児二次救急病院との連携を進めます。 ・医療資源の確保を図るとともに、病院等の誘致の調査研究も含め、高度な医療や三次救急体制の充実に向けて取り組みます。 	
	3 二次救急医療体制の充実	児玉郡市内の5病院が輪番制で対応しています。受け入れ態勢の確保・整備の充実に努めます。			削除			
	4 小児二次救急医療体制の充実	熊谷・深谷・児玉地区の北部医療圏で協働して実施していますが、当番を組めない日があるため、県の対策事業である医師派遣事業などと連携して体制の整備に努めます。			変更あり	3 市民への啓発	・かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性についての周知啓発を図ると共に、電話相談事業により病気についての不安解消に努めることで不要な救急病院への受診を減らすよう努めます。	
	5 市民への啓発	病気に関する不安などの相談窓口の周知や、かかりつけ医を持つことに関する啓発を行うことで、市民の健康づくりを推進します。			削除	-	-	
	6 国民健康保険の健全な運営	国民健康保険の健全な運営を堅持するため、医療費の適正化や収納率の向上に取り組み、財政基盤の安定を図ります。			削除	-	-	

協働による取 り組み	取り組み内容		取り組み内容		
	計 画 名	計 画 期 間	概 要		
関連計画	本庄市健康づくり推進総合計画	平成28年度～平成32年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取り組みの相乗効果と推進力をたかめる総合計画		
(資料編) 主な事業一覧			変更の有無	事業名	事業概要
	①休日急患診療所運営事業	本庄市児玉郡医師会に委託し、主に内科・小児科系の初期救急に関し休日の昼間と夜間実施します。	変更あり	①休日急患診療所の運営支援	本庄市休日急患診療所において本庄市児玉郡医師会により実施されている診療を支援しています。主に内科・小児科系の初期救急に関し、休日の昼間と夜間に診療を実施しています。また、週1回の平日の夜間診療を実施しています(平成29年7月より実施)。
	②在宅当番医制事業	本庄市児玉郡医師会に委託し、主に外科系の初期救急に関し休日の午前中実施します。	変更なし	②在宅当番医制の支援	本庄市児玉郡医師会の会員による在宅当番医制を支援しています。主に外科系の初期救急に関し休日の午前中対応しています。
	③病院群輪番制病院補助事業	児玉郡市内の5病院に委託し、年間を通して輪番で夜間と休日の昼間の救急に対応します。	変更なし	③病院群輪番制病院の支援	児玉郡市内の病院輪番制による夜間と休日の昼間の救急対応を支援します。また、北部医療圏(県北8市町)の三次救急体制充実に向け取り組みます。
	④熊谷・深谷・児玉地区小児救急支援制度補助事業	小児の二次救急において、地区内の2病院で輪番を組んでいます。空白日の解消に向けて検討を行います。	変更あり	④北部医療圏で実施する小児救急医療の支援	北部医療圏の小児の休日・夜間の二次救急を深谷赤十字病院・行田総合病院・熊谷総合病院の3病院で対応しています。県北8市町合同で、この3病院を支援しています。
	⑤小児救急医療後方支援病院事業	深谷・児玉地区合同で、初期救急である休日急患診療所運営事業の後方支援体制を確保するため、深谷赤十字病院に休日の夜間についての対応を委託します。	変更あり	⑤小児救急医療における初期救急の県外後方支援病院の確保	児玉郡4市町で公立藤岡総合病院および伊勢崎市民病院と協定を結び、各病院の小児二次救急輪番日に、初期救急の後方支援を依頼します。
	⑥啓発事業	かかりつけ医を持つことのPRや救急医療に関する講演会・研修会等の実施に努め、意識調査等による当地域の医療体制について検討を進めます。	変更あり	⑥啓発の実施	かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性についての周知啓発を図るとともに、ほんじょう健康相談ダイヤル事業の周知を図り、市民の病気についての不安解消に努めることで不要な救急病院への受診を減らすよう努めます。
	⑦医療費適正化対策事業	レセプト点検※、重複・頻回受診者への指導、資格適用の適正化を徹底し、適正な保険給付に努めます。	変更なし	⑦医療費適正化の推進	レセプト点検※、重複・頻回受診者への指導、ジェネリック医薬品の普及を進め、医療費の適正化に努めます。また、セルフメディケーション税制の普及・啓発に努めます。
	⑧特定健診※の実施	特定健診※・保健指導を実施し、国保加入者の健康の維持増進に努めます	変更あり	(→健康づくりへ)	
⑨収納率向上対策事業	職員及び納税推進員による臨宅徴収※、納税相談窓口の開設など、収納率の向上に努めます。	変更あり	削除		

※初期救急医療：外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する医療
 ※二次救急医療：入院治療を必要とする重症の救急患者に対する医療
 ※三次救急医療：重篤な救急患者に対する医療
 ※セルフメディケーション：軽度の病気やケガを買薬等を使って自分で治療することで、医療費控除の特例となる

第1章 子どもからお年寄りまで健やかに安心して暮らせるまち(健康福祉分野)					だれもが安心して健やかにいきいき活躍できるまち(健康福祉分野)				
市民アンケート		満足度		22/36位		重要度		15/36位	
現行計画内容					変更の有無	次期計画素案			
施策大項目名		4 障害者福祉・地域福祉の推進			変更あり	7 生活困窮者等の支援			
現況と課題					現況と課題				
<p>高齢化が進行するなか、高齢者が安心して豊かに暮らせるように健康づくりや生きがいづくりを中心に高齢者が要介護状態に移行することを予防し、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるような支援策が必要となります。そのため、要介護状態にならないような効果的な介護予防事業に積極的に取り組むことが重要となっています。支援が必要となっても、身近な地域で生活を継続することができる高齢者サービスの充実を図り、地域住民との協働のもと高齢者を支援していく体制が求められています。</p> <p>また、高齢化の進展に伴い、介護需要はさらに上昇することが考えられ、要介護者に対するサービスは、介護保険を通じて事業者から提供されることから、利用者が数多くの選択肢からサービスを選べるよう、質の高い事業者の参入を促す必要があります。</p> <p>さらに、高齢化と核家族化の進展に伴い、一人暮らしや高齢者だけの世帯が増加しています。高齢者と地域社会の繋がりを保ち、地域で高齢者を支援していく仕組みが重要となっています。</p>					<p>・少子高齢化に代表される急激な社会構造や経済の変化、生活環境における人間関係の希薄化などを背景に、生きづらさを抱え、経済的にも困窮している人、いわゆる生活困窮者等が全国的に増加しており、本市においてもその傾向にあります。また、新たに、“ひきこもり”や“貧困の連鎖”といった課題も顕在化してきています。</p> <p>本市では、これまで、生活困窮者等への施策として、生活困窮者自立支援法や生活保護法に基づき、経済的困窮だけでなく、生活上の様々な困りごとや不安を抱えた人の相談をワンストップで受け付け、制度の適正運用を進め、事態が深刻化する前に適切な支援につなげるとともに、安定した生活の実現と自立の促進に取り組んできました。</p> <p>生活困窮等に至る要因は、複合的で、その課題が多分野に渡っています。このことから、その課題の解決には、行政機関だけでなく、専門的ケアを含め、様々な主体のかかわりが一層求められています。また、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができる地域づくりの観点から、生活困窮者の受け皿となり、共に支えあえる“地域”の存在が重要となっています。</p> <p>これらを踏まえ、“ひきこもり”や“貧困の連鎖”といった新たな課題を含め、生活困窮者等の自立と安定した生活の実現に向けた施策の的確な実施を図るとともに、生活困窮者等を含めた誰もが、生活の様々な場面でつながりを持ちつつ、安心して生活を送ることができる地域づくりを進める必要があります。</p> <p>このため、潜在的な支援対象者の早期発見に努めつつ、支援を必要とする方の生活に寄り添った継続的・日常的な支援を行うとともに、多様なケースに対応するため、より実効性の高い関係機関との連携体制の構築に取り組みます。また、市民の理解と協力を得つつ協働して、生活困窮者等とともに暮らしやすい地域づくりを進めます。</p>				
現状グラフ内容		障害者福祉・地域福祉の現状			現状グラフ内容		生活困窮者支援の現状		
現状グラフ		生活保護自立推進率			変更あり	生活保護自立推進率 (就労年齢層(概ね15才~65才)のいる保護世帯のうち、就労等により自立(保護廃止)した世帯数の率)			
めざす姿		●生活保護世帯から、自立する世帯が増えていきます。			変更あり	●生活困窮者等の自立に向け、行政と関係機関、地域住民等が協働して支え合っています。			
成果指標・市民満足度と目標値		成果指標	生活保護自立推進率 (保護世帯数のうち就労等により自立(廃止)した世帯の率)	目標値(平成29年)	4.1%	成果指標	生活保護自立推進率 (就労年齢層(概ね15才~65才)のいる保護世帯のうち、就労等により自立(保護廃止)した世帯数の率)	現状(平成28年)	2.7%
				平成28年度時点	1.8%			目標値(平成34年)	5.2%
		市民満足度	地域福祉の推進	目標値(平成29年)	20%	市民満足度	障害者福祉・地域福祉の推進	現状(平成28年)	13.6%
施策中項目	名称	取り組み内容			変更の有無	名称	取り組み内容		
	5 低所得者への支援	生活に困窮する人の相談体制を確保し、きめ細かな助言を行います。また、被保護世帯に対しては、生活状況を把握しつつ就労支援や社会参加等の自立支援を行い、被保護世帯の自立を図ります。			変更あり	1 生活困窮者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活に困窮する人や困窮するおそれのある人の相談をワンストップで受け付けるとともに、潜在的な支援対象者の早期発見に努め、関係する機関等と連携してきめ細かな支援を行います。特に、貧困の連鎖を予防するため、支援対象世帯の子どもには将来の自立に向けた基礎能力の習得を支援します。 生活保護世帯に対しては、生活状況を把握しつつ就労支援や社会参加等の支援を行い自立を促進します。 こうした取組みをひとつの受け皿として、地域社会と連携し、若者のみならず、中高年も含めた“ひきこもり”などの新たな課題への対応を進めます。 		
	4 地域福祉の推進	福祉サービス利用に関する情報提供や相談体制の確保、要支援者に対するサービスの提供、要支援状態になることを防ぐための取り組みなどをはじめとして、地域福祉に関する活動への住民参加を促進します。			新規	2 支援への理解を深める取組みと支援ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者への支援のためには、行政機関のみならず、保健、医療、教育、福祉等の関係機関とともに、地域の民生・児童委員をはじめとする市民やボランティア団体などとの協働が必要不可欠です。特に、自ら声をあげられないような潜在的に支援を必要とする方への早期支援は、より重要となります。このため、支援制度への理解を深める取組みとして、あらゆる機会を捉え、制度や現状を丁寧に説明し、協働を働きかける取組みを進め、それぞれが生活困窮者を支える当事者意識を持った、横断的な支援のネットワークの形成に取り組みます。 		

協働による取 り組み			取り組み内容		
			・行政と地域住民等の「協働」による生活困窮者支援の体制づくりを進め、生活困窮者にやさしい地域共生社会の実現を目指します。		
関連計画	計 画 名	計 画 期 間	概 要		
	本庄市地域福祉計画	平成31年度から平成35年度	本市の地域福祉の取り組みの方向性を示し、その推進を図るための計画		
	本庄市地域福祉活動計画	平成31年度から平成35年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取り組みを行う本市社会福祉協議会による計画		
	本庄市障害者計画	平成30年度から平成35年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画		
	本庄市障害福祉計画、本庄市障害児福祉計画	平成30年度から平成32年度	障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取り組みを行う計画		
	本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成30年度から平成32年度	本庄市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画		
	本庄市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度から平成31年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画		
(資料編) 主な事業一覧			変更の有無	事業名	事業概要
	⑩成年後見制度利用 支援事業	後見などの開始の審判申し立て請求を支援し、判断能力が不十分な人の法律面や生活面を保護します。	新規	①生活困窮者自立支援 の実施	生活に困窮する人や、困窮するおそれのある人の相談をワンストップで受けけるとともに、潜在的な支援対象者の早期に発見に努め、相談者に寄り添う自立相談支援や社会復帰を後押しする住居確保給付や就労準備支援、さらには、“貧困の連鎖”の予防のための学習支援など、地域と連携した積極的な支援に取り組みます。
	⑪社会福祉協議会運 営補助事業	地域福祉活動事業など地域福祉の拠点としての役割を果たしている社会福祉協議会へ運営費の補助を行います。	新規	②生活保護制度の適正 な運営	「必要な人に必要な保護」を基本として、市民の安心を守る、市民に信頼される制度運営のもと、被保護者の安定した生活の維持への支援や稼働能力のある被保護者の自立を促す就労支援、さらには、子どものいる世帯への養育・就学支援に取り組みます。
	⑫民生委員活動事業	地域住民の身近な相談者であり、障害のある人、高齢者、生活困窮者及び子育て世帯の支援活動を行っている民生委員・児童委員協議会の活動支援を推進します。	変更あり	③地域福祉の推進	本庄市地域福祉計画に基づき、市や関係機関、団体、地域住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。
	⑬生活保護適正実施 推進事業	生活保護を受給している人に対し、専門の支援員を配置し「教育・就労」の支援を行います。	削除		

第3章 明日を拓く人を育み、魅力ある文化が育つまち(教育文化分野)				未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち(教育文化分野)											
市民アンケート		満足度		10/36位		重要度		19/36位							
現行計画内容				変更の有無		次期計画素案									
施策大項目名 2人権を尊重する教育と心豊かな人づくりの推進				変更あり		2豊かな心と健やかな体の育成									
現況と課題				現況と課題		文字数 730									
<p>非行・問題行動の低年齢化や携帯電話・インターネットによる誹謗中傷など複雑・多様化するいじめ問題の背景には、自分自身を大切に、他者の生命や存在を尊重する考え方が十分に浸透していないことが大きな原因の一つと考えられます。</p> <p>児童生徒一人ひとりが人権の意義や重要性について正しい知識を持ち、日常生活において人権に配慮することができるよう、学校教育においても指導を充実・強化していく必要があります。</p> <p>また、子どもの悩みや葛藤を早期にとらえ、適切な助言、指導を行うため、現在、各中学校に1人ずつ「さわやか相談員」を毎日配置し、市教育支援センターには「子どもの心の相談員」を週1日配置しています。今後もさらに、子どもを対象とした相談体制を十分に整えていくことが求められます。</p>				<p>・近年、家庭の教育力の低下や地域コミュニティの弱体化とともに、規範意識の低下や人間関係の希薄化が指摘されています。さらに、非行・問題行動の低年齢化やインターネット等での誹謗中傷なども大きな社会問題となっており、いじめや不登校の問題はより深刻化・重大化する傾向が見られます。</p> <p>本市においては、非行・問題行動は減少傾向にあり、全国学力・学習状況調査の質問紙の結果でも、学校生活に対する満足度は全国平均より高く、落ち着いた学校生活を送っている状況が伺えます。しかし一方で、いじめや不登校の問題は、本市においても解決しなければならない重要な課題でもあります。</p> <p>この課題を解決するためには、道徳性の涵養を図る道徳教育や、人権の意義・内容や重要性について理解を図る人権教育の充実を図り、生命の尊さを自覚し、他者の痛みがわかる子どもたちを育成し、「いじめをしない・させない・見逃さない」意識を醸成するとともに、子どもたちに寄り添い支援ができるよう教育相談や生徒指導体制の充実を図ることが必要です。</p>		<p>・子どもたちの体力面では、日常的な身体運動が減少しており、運動する子どもと運動しない子どもといった「運動の二極化」の問題が指摘されています。</p> <p>本市においては、全国体力・運動能力等調査結果を見ると、子どもたちの体力合計点は、全国平均より数ポイント高く、体力は高い結果となっています。しかし、体力合計点を5段階に分けた結果では、上位3段階の割合は高いものの、まだ体力がしっかり身につけていない子どもたちも見受けられます。</p> <p>今後さらなる体力の向上を図り、運動に親しむ子どもたちを育成するため、体育授業や体育的活動の充実、健康教育の充実が必要となります。</p>									
現状グラフ内容		人権を尊重する教育と心豊かな人づくりの現状		現状グラフ内容		人権を尊重する教育と心豊かな人づくりの現状									
現状グラフ		特別支援学級在籍者数の推		変更あり		全国学力・学習状況調査における学校生活を意欲的に送っている児童生徒の割合（学校へ行くのが楽しいと答えた児童生徒の割合）									
		さわやか相談室の相談件数		変更あり		体力テストにおいて、5段階評価の上位3段階（A+B+C段階）の児童生徒の割合									
めざす姿		●児童生徒一人ひとりが、人権意識を十分に理解することができています。		変更あり		●児童生徒一人ひとりが人権意識を十分に理解し、明るく生き生きと学校生活を送っています。									
		●豊かな心を育み、ノーマライゼーション※の理念に基づいた教育が展開されています。		変更あり		●体力の向上が図られ、健やかな体が育まれています。									
成果指標・市民満足度と目標値		さわやか相談員の配置数 (子どものいじめ等への相談対応として各中学校に配置している相談員の配置数)		目標値(平成29年)		中学校に6人		成果指標		全国学力・学習状況調査における学校生活を意欲的に送っている児童生徒の割合(学校へ行くのが楽しいと答えた児童生徒の割合)		現状(平成28年)		小学校88.7% 中学校82.2%	
				平成28年度時点		5人						目標値(平成34年)		小学校90% 中学校85%	

成果指標・市民満足度と目標値	成果指標	子どもの心の相談員の配置日数 (小中学生や保護者等が直接電話で悩み等を相談することができる専門の相談員(心理士の配置日数))	目標値(平成29年)	週2回	成果指標	体力テストにおいて、5段階評価の上位3段階(A+B+C段階)の児童生徒の割合	現状(平成28年)	小5年男女平均81.8% 中2年男女平均88.9%	
			平成28年度時点	週1回			目標値(平成34年)	小5年男女平均85% 中2年男女平均90%	
	市民満足度	差別のない社会の実現(人権尊重、男女共同参画等)	目標値(平成29年)	35%	市民満足度	人権を尊重する教育と心豊かな人づくりの推進	現状(平成28年)	20.9%	
施策中項目	名称	取り組み内容			変更の有無	名称	取り組み内容		
	1 生命の尊さを自覚し、他者の痛みがわかる児童生徒の育成	学校間の連携・交流、ボランティア活動などの社会体験、自然体験、高齢者や障害のある人等との交流活動など、豊かな体験活動を通じて、自他の生命を尊重し、他者の痛みを共有できる心を醸成し、豊かな人間性を育みます。			変更なし	1 生命の尊さを自覚し、他者の痛みがわかる児童生徒の育成	・学校間の連携・交流、ボランティア活動などの社会体験、自然体験、高齢者や障害のある人等との交流活動など、豊かな体験活動を通じて、自他の生命を尊重し、他者の痛みを共有できる心を醸成し、豊かな人間性を育みます。		
	2 学校教育相談体制の充実	各中学校に配置された「さわやか相談員」を増員し、小学校へ派遣するなど、小学校・中学校が連携した教育相談体制の充実を図ります。さらに市教育支援センターに「子どもの心の相談員」を週1日配置し、相談に行けない児童生徒及び保護者に対して電話相談を実施します。			変更あり	2 学校教育相談体制の充実	・各中学校に配置された「さわやか相談員」を活用し、小・中学校が連携した教育相談体制の充実を図ります。また、「子どもの心の相談員」を継続配置し、相談に行けない児童生徒・保護者の電話相談を実施します。 ・「学校生活アンケート(学級集団アセスメント)」等を実施し、よりよい学校生活やあたたかい人間関係づくりを進め、いじめ・不登校の未然防止や解消を目指します。		
	3 人権教育の推進	学校の全教育活動を通して人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育てます。さらに、毎年市内の定校2校において人権教育の授業研究会を開催し、その取り組みを各校に広めます。また、「人権作文」や「人権標語」などの取り組みを継続実施し、人権意識の高揚を図ります。			変更あり	3 人権教育の推進	・学校の全教育活動をとおして、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育てます。 ・児童生徒が、自他の生命や人権を尊重し、他人の痛みがわかる人権感覚を育む教育を進めていきます。		
	4 ノーマライゼーション※の理念に基づく教育の推進	児童生徒一人ひとりが「心のバリアフリー※」とともに、社会で自立できる自信と力を育むことができるよう、ノーマライゼーション※の理念に基づく教育を推進します。また、特別支援教育コーディネーター研修会の開催など、きめ細かな就学支援の推進を図ります。			削除	大項目1「確かな学力と自立する力の育成」へ移行			
					新規	4 道徳教育の充実	・特別な教科「道徳」の時間を核として、全教育活動をとおして、道徳教育の推進を図り、豊かな心を育みます。 ・無言膝つき清掃やボランティア活動など、自己有用感※を高める教育活動を進めます。 ・塙保己一の生き方に学ぶ学習を推進します。		
					新規	5 生徒指導体制の充実	・校内生徒指導体制を確立するとともに、あらゆる教育活動をとおして、積極的な生徒指導を推進するとともに、学校・家庭・地域や関係機関が一体となって、非行・問題行動の防止に取り組みます。		
					新規	6 体力向上と健康づくりの推進	・運動の楽しさや喜びを味わうことのできる授業を実践し、運動に親しむ児童生徒を育むとともに、体育的活動の充実を図り、体力の向上を図ります。 → 基本的な生活習慣の定着等、家庭と連携した健康づくりを進めます。 ・健康・安全に関する学習や家庭と連携した基本的な生活習慣の定着により、生涯にわたる健康づくりを進めます。		

協働による取 り組み			取り組み内容		
関連計画	計 画 名	計 画 期 間	概 要		
	本庄市教育大綱	平成30年度～	市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める大綱		
(資料編) 主な事業一 覧			変更の有無	事業名	事業概要
	①交流教育推進事業	児童生徒と高齢者や障害のある人との交流活動や自然体験、社会体験、学校間の連携・交流を推進します。	変更あり	①交流教育の推進	児童生徒と高齢者や障害のある人との交流活動や自然体験、社会体験等を進めるとともに、特別支援学校を含めた学校間の連携・交流を推進します。
	②さわやか相談員配置事業	各中学校に「さわやか相談員」を配置し、校区内の小中学校の児童生徒及び保護者等からの相談に対応します。	変更あり	②さわやか相談員等の配置	各中学校に配置している「さわやか相談員」を小学校へも派遣するなど、小・中学校で連携し、児童生徒及び保護者等からの相談に対応します。また、「子どもの心の相談員」による電話相談を実施します。組織的な不登校の未然防止の取組を充実します。
	③人権教育研修会実施事業	毎年市内2小中学校を「人権教育推進校」として指定し、研究発表会を開催するなど、人権教育の推進を図ります。	新規	③いじめ・不登校問題の解消	「学校生活アンケート(学級集団アセスメント)」等を実施し、診断をもとに、いじめ・不登校の未然防止や解消に取り組みます。また、「ふれあい教室」の運営や、いじめの防止に向け学校と関係機関が連携して取組を進めます。
	④特別支援教育コーディネーター研修事業	各校の特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図り、ノーマライゼーション※の理念に基づく教育を推進します。	変更あり	④人権教育の推進	毎年市内2校を「人権教育推進校」として指定し、研究発表会を開催するなど、人権教育の推進を図ります。また、人権感覚育成プログラムの活用を図ります。
				新規	⑤道徳教育の推進
			新規	⑥体力向上及び健康教育の推進	市内2校を「体力向上推進校」として指定し、研究発表会を開催するなど、体力向上、指導方法の工夫改善の推進を図ります。また、家庭と連携して、基本的な生活習慣の確立を図ります。

※自己有用感:「自分がしたことを感謝されてうれしかった。自分は頼りにされている。自分もだれかの役に立っている。

第3章 明日を拓く人を育み、魅力ある文化が育つまち(教育文化分野)					未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち(教育文化分野)				
市民アンケート		満足度		3 / 36位		重要度		30 / 36位	
現行計画内容					変更の有無	次期計画素案			
施策大項目名	5文化財の保護と活用の推進				変更なし				
現況と課題					現況と課題		文字数 578		
<p>本市には、国指定史跡塙保己一旧宅をはじめ、県指定18件、市指定108件、国登録有形文化財8件の計135件の指定文化財等が所在しています。また、原始・古代・中世等の各時期の埋蔵文化財包蔵地が513か所確認されており、これらは国民的な財産であり保護し未来へと継承していく必要があります。これらの豊富な文化財である考古資料・歴史資料・民俗資料等を調査し、保存・活用の方策を講じるとともに広く市民への公開に努め、地域への理解と文化財保護意識の高揚を図っています。</p> <p>市立歴史民俗資料館（旧本庄警察署）と競進社模範蚕室は、ともに明治時代に建築された貴重な建造物で埼玉県指定文化財となっており、見学可能な文化財施設です。塙保己一記念館は、埼玉県指定の歴史資料である郷土の偉人塙保己一の遺品や古文書等を収蔵展示しており、優れた業績をこれからも語り伝えていきます。</p> <p>また、この地域で育まれた伝統的な祭りや行事等が数多く残されており、これらの伝統文化を保護し継承していきます。</p>					<p>・平成29年4月1日現在、指定文化財等の数は、国指定1件、県指定20件、市指定110件、国登録有形文化財8件の計139件となっています。また、指定文化財以外にも郷土資料や考古資料を多数保存しており、市内には500か所以上の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）があります。これらの貴重な財産を保護し未来へと継承していくとともに、広く一般に公開し活用していくことが必要です。</p> <p>・塙保己一記念館のリニューアルオープン、競進社模範蚕室が「世界文化遺産・富岡製糸場と絹産業遺産群」との関連で注目を集め、入館者が大幅に増加しました。その後、入館数は落ち着いたものの、堅調に推移しています。はにぼんのモデルになった笑う盾持人物埴輪や国内唯一の完形品のガラス小玉鋳型などを収蔵する歴史民俗資料館も含め、見学可能な三施設の魅力を発信し、多くの人に見学に訪れてもらうとともに、郷土の偉人の功績や市の歴史について理解を深めてもらう取り組みも重要です。</p> <p>・歴史民俗資料館と競進社模範蚕室は、明治時代に建築された貴重な建造物で、埼玉県の有形文化財に指定されています。今後も建物の維持保全を図り、安全に見学できる環境を維持していく必要があります。</p> <p>・また、公民館や学校等と連携して、市民の地域文化への興味と理解を深めるとともに、各地域で行われている伝統文化を保護・継承する取り組みも必要です。</p>				
現状グラフ内容		文化財の保護と活用の現状			変更の有無	現状グラフ内容	文化財の保護と活用の現状		
現状グラフ		歴史民俗資料館入館者数			変更あり	3館入場者数（左記2館＋競進社模範蚕室）			
		塙保己一記念館入館者数							
めざす姿		●文化財が保護され、継承されています。			変更あり	●文化財が大切に保護され、継承されています。			
		●文化財が、市民に親しまれ地域の中で活用されています。			変更あり	●文化財が、学校教育や生涯学習の場で活用され、理解が深まっています。			
		●文化財が、地域の学習の中で活用されています。			変更あり	●文化財が活用され、地域の活性化や市のPRに貢献しています。			
成果指標・市民満足度と目標値	成果指標	文化財施設等への入館者数 (歴史民俗資料館と塙保己一記念館の入館者数の合計(年間))	目標値(平成29年)	8,000人	成果指標	文化財施設等への入館者数 (歴史民俗資料館・塙保己一記念館・競進社模範蚕室の入館者数の合計(年間))	現状(平成28年)	13,110人	
			平成28年度時点	10,321人			目標値(平成34年)	15,000人	
	市民満足度	a. 伝統行事の継承 b. 史跡・文化財の保全	目標値(平成29年)	a. 35% b. 40%	市民満足度	文化財の保護と活用の推進	現状(平成28年)	51%	

施策中項目	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	
	1 指定文化財等の整備と活用	国指定史跡塙保己一旧宅をはじめ、県指定史跡雉岡城跡等を保存・整備するとともに、市内にある指定文化財や国登録文化財等の保護を推進し、地域の中で活用するための整備を行います。	変更あり	1 指定文化財等の整備と活用	・国指定史跡塙保己一旧宅をはじめ、市内にある県・市指定文化財や、国登録有形文化財等を適切に保護するとともに、それら貴重な財産を広く紹介し、地域の中で活用するための整備を行います。また、価値のある文化財は、積極的に指定をしていきます。
	2 文化財施設等の充実と活用	塙保己一記念館、歴史民俗資料館、競進社模範蚕室等の文化財施設や収蔵品を管理するとともに、これらを広く公開することによって、地域の歴史と文化について市民の理解と文化財保護意識の高揚を図ります。	変更あり	2 文化財施設等の充実と活用	・塙保己一記念館、歴史民俗資料館、競進社模範蚕室等の文化財施設とともに郷土の偉人の功績を市内外に広く発信し、入館者の増加と地域の活性化を図ります。歴史的建造物である歴史民俗資料館と競進社模範蚕室については、建物の維持保全のために必要な対策を講じます。
	3 郷土資料の保存と活用	市内に残された、古文書、行政文書や古写真・図面等の歴史的な資料が散逸しないように収集・保存するとともに、これらを記録・調査し、郷土としての本庄市域をより良く理解するための活用を図ります。	変更あり	3 郷土資料の保存と活用	・市内に残された古文書や行政文書等の歴史的な資料を適切な環境で保存するとともに、それらの整理分類、デジタル化を進めます。また、その成果を『本庄市郷土叢書』等の冊子として刊行するなど、郷土への理解を深めるための活用を図ります。
	4 埋蔵文化財の保護と活用	市内にある埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の周知を図るとともに、現状で保存できるように開発主体と調整に努めます。やむを得ず破棄される埋蔵文化財については、記録として保存するための発掘調査を実施し、報告書を刊行します。	変更あり	4 埋蔵文化財の保護と活用	・市内にある埋蔵文化財包蔵地の保存に努め、開発者と調整を図ります。やむを得ず取り壊す場合は発掘調査を行い、報告書として刊行します。 ・出土遺物については、展示・発表の機会を増やし、より多くの人々が観賞できるよう取り組みます。 また、適切な収蔵スペースの確保を図ります。また、収納場所の集約化と適切なスペースの確保を図ります。
	5 地域文化の理解と普及	市内に残された伝統的・歴史的な文化遺産を通じて、地域を理解し郷土学習を行う環境を整備します。	変更あり	5 地域文化の理解と普及	・公民館との連携による歴史講座や、学校との連携による出前授業などを行い、地域文化の理解と普及を促進します。また、古い民具や農具に触れたり、実際に使ってみる機会を提供し、昔の生活への理解と郷土愛の醸成を図ります。
	6 伝統文化後継者の養成	市内の各地域で行われているお祭りや伝統行事をはじめとする地域の中で育まれた伝統文化を保護し、これらの継承活動を助成するとともに、後継者の育成を図り、地域の文化遺産として未来へと継承できるように努めます。	変更あり	6 伝統文化の保護と継承	・市内各地域で行われている祭りや伝統行事をはじめとする、地域の中で育まれた伝統文化を保護し、これらの継承活動を支援します。また、実演機会の増加等により後継者の育成を支援するなど、地域の文化遺産として未来へ継承できるよう取り組みます。
協働による取り組み			取り組み内容		
				<ul style="list-style-type: none"> ・地元NPO団体との協働による昔の農具を使った農作業の実演 ・文化財施設等の市民による解説ボランティアの育成と活用 	
関連計画	計画名	計画期間	概要		

			変更の有無	事業名	事業概要
(資料編) 主な事業一覧	①雉岡城跡公園維持管理事業	身近に地域の歴史に親しめる市民の憩いの場として利用できるように、雉岡城跡公園として環境整備を進め維持管理を行います。	変更なし	①雉岡城跡公園維持管理事業	身近に地域の歴史に親しめる市民の憩いの場として利用できるように、雉岡城跡公園として環境整備を進め維持管理を行います。
	②歴史民俗資料館管理運営事業	県指定建造物としての旧本庄警察署の建物を維持管理するとともに、本市の歴史を総合的に市の内外に発信していきます。	変更なし	②歴史民俗資料館管理運営事業	県指定建造物としての旧本庄警察署の建物を維持管理するとともに、本市の歴史を総合的に市の内外に発信していきます。
	③塙保己一記念館管理運営事業	郷土の偉人である塙保己一の業績を広く紹介し、その業績の理解を促進するとともに、市の内外に発信します。	変更なし	③塙保己一記念館管理運営事業	郷土の偉人である塙保己一の業績を広く紹介し、その業績の理解を促進するとともに、市の内外に発信します。
	④遺跡発掘調査事業	埋蔵文化財包蔵地の周知を図り、その保存に努めるとともに、市内の開発と埋蔵文化財の保護との調整を行います。	変更あり	④競進社模範蚕室管理運営事業	県指定建造物としての競進社模範蚕室を維持管理するとともに、同施設と木村九蔵が養蚕技術の発展に果たした功績を広く発信していきます。
			変更なし	⑤遺跡発掘調査事業	埋蔵文化財包蔵地の周知を図り、その保存に努めるとともに、市内の開発と埋蔵文化財の保護との調整を行います。

第3章 明日を拓く人を育み、魅力ある文化が育つまち(教育文化分野)				未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち(教育文化分野)					
市民アンケート		満足度		10/36位		重要度		31/36位	
現行計画内容				変更の有無		次期計画素案			
施策大項目名		6生涯スポーツの促進		変更あり		6生涯スポーツ・レクリエーションの促進			
現況と課題				現況と課題		文字数 643			
<p>生涯スポーツとは、だれもが生涯の各時期にわたって、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しむことであり、健全な心と体を維持する上で、その重要性和効果が改めて認識されています。</p> <p>本市ではこれまで、各種スポーツ施設を整備するとともに、市民が気軽に参加することができるスポーツ・レクリエーションの機会を提供してきました。今後も、「市民一人1スポーツ」を目標に掲げ、市民の健康の保持・増進と体力の維持・向上に役立つよう、身近なところで気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション教室や大会を開催し、生涯スポーツの推進に努める必要があります。</p> <p>また、スポーツ・レクリエーション団体の支援や指導者の養成等を図るとともに、気軽に安心して利用できるスポーツ施設の整備・充実も求められています。</p>				<p>・スポーツ・レクリエーションは、だれでもが体力や年齢に応じて取り組むことができ、健全な心と体を維持する上で、重要性和効果が改めて認識されています。市民一人ひとりが健康で生きがいを持って暮らせるよう、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりが重要です。</p> <p>・本市ではこれまで、各種体育施設を整備するとともに、「市民一人1スポーツ」を目標に掲げ、心身の健康の保持増進と体力の維持・向上に役立つよう、市民が気軽に参加することができるスポーツ・レクリエーションの教室や大会を開催し、スポーツ・レクリエーションの推進に努めてきました。今後は、高齢者の方などが気軽に参加して健康の増進を図れるよう、内容や運営について工夫をしていく必要があります。</p> <p>・スポーツ・レクリエーション活動をさらに推進するためには、団体を支援して活動の活発化を図るとともに指導者の養成等を行うことが重要です。また、シルクドームをはじめ、各種体育施設の適正な維持管理を図るため、計画的な改修・修繕に努めるとともに、学校体育施設を有効活用するなど身近な場所で気軽に利用できる体育施設等の整備・充実が求められています。</p> <p>・市内体育施設を活用し、一流選手によるプレーを間近で観戦したり、教室などで技術指導を受けることは、参加者に夢や感動を与え、スポーツへの興味や関心を高めて裾野を広げることにつながります。体育施設の有効活用や地域活性化につながるスポーツ振興として、指定管理者と連携してすすめることが必要です。</p>					
現状グラフ内容		生涯スポーツの促進の現状		変更の有無		現状グラフ内容		生涯スポーツの促進の現状	
現状グラフ		生涯スポーツに取り組む市民の数		変更あり		体育施設を利用した市民の数			
		スポーツクラブ数		変更なし					
めざす姿		●主体的に適度なスポーツ・レクリエーションに取り組む市民が増えています。		変更あり		●スポーツ・レクリエーションに取り組み体育施設を利用する市民が増えています。			
		●スポーツ・レクリエーションに取り組む市民が満足できる施設整備が行われています。		変更なし					
成果指標・市民満足度と目標値	成果指標	生涯スポーツに取り組む市民の数 (本庄市体育協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団及び体育施設利用登録団体に加入し、スポーツ等を行なっている市民の数(年間))	目標値(平成29年)	9,138人	成果指標	体育施設を利用した市民の数	現状(平成28年)	667,283人	
			平成28年度時点	7,916人			目標値(平成34年)	797,000人	
	成果指標	スポーツクラブ数(本庄市体育協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団に加入している団体数及び体育施設利用団体数(登録団体数)(年間))	目標値(平成29年)	440団体	成果指標	スポーツクラブ数(本庄市体育協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団に加入している団体数及び体育施設利用団体数(登録団体数)(年間))	現状(平成28年)	359団体	
			平成28年度時点	359団体			目標値(平成34年)	381団体	
	市民満足度	生涯スポーツの促進(スポーツ施設、スポーツ活動等)	目標値(平成29年)	40%	市民満足度	生涯スポーツの促進(スポーツ施設、スポーツ活動等)	現状(平成28年)	38.4%	

施策中項目	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
	1 スポーツ・レクリエーション事業の実施・充実	すべての市民が、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことができるように、気軽に参加できる各種スポーツ・レクリエーション教室及び大会等を実施し、充実を図ります。	変更あり	1 スポーツ・レクリエーション事業による心身の健康の保持増進	・「市民一人1スポーツ」を目標に掲げ、 川淵三郎塾※を推進するとともに すべての市民が、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことができるよう、気軽に参加できる各種スポーツ・レクリエーション教室及び大会等を充実し、心身の健康の保持増進を図ります。
	2 スポーツ・レクリエーション団体の支援	体育協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団の活動を促進するため、必要な支援を行い、組織の育成・強化に努めていきます。また、総合型地域スポーツクラブの支援に努めます。	変更あり	2 スポーツ・レクリエーション団体の支援	・体育協会、レクリエーション協会、スポーツ少年団の活動を促進するため、必要な支援を行い、組織の育成、強化を支援していきます。また、総合型地域スポーツクラブについて支援を図ります。
	3 スポーツ・レクリエーション指導者の養成・確保	スポーツ・レクリエーションの推進を図るため、指導者の研修会、講習会等への参加を促進し、養成を図っていきます。また、体育協会等の各種団体と連携し、指導者の確保に努めるとともに、スポーツ推進委員活動の充実を図ります。	変更あり	3 スポーツ・レクリエーション指導者の養成・確保	・スポーツ・レクリエーションの推進を図るため、体育協会等の各種団体と連携し、競技団体指導資格の取得の研修会、講習会等への参加を促進し、資格者の養成・確保に努めるとともに、スポーツ推進委員活動の充実を図ります。
	4 体育施設利用の促進	市民が気軽に安心してスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、スポーツ・レクリエーション施設の安全確保に努めるとともに、施設の整備・充実を図ります。また、指定管理者と連携を図り、協働の上、適正な維持管理と貸し出しを行います。	変更あり	4 体育施設の維持管理と利用の促進	・市民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、スポーツ施設の安全確保に努めるとともに、計画的な修繕による維持管理を図ります。また、指定管理者と連携を図り、一流選手のプレーを間近で体感できるよう、スポーツ大会や教室の開催に努めます。
5 学校体育施設開放の充実	市民が「いつでも・どこでも・気軽に」スポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、市内の小中学校体育館及びグラウンドを貸し出すとともに、適切な維持管理を行います。	変更あり	5 学校体育施設開放の充実	・市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、市内の公立小中学校体育館・武道場及びグラウンドを学校教育に支障のない範囲で貸し出すとともに、学校と連携し適切な維持管理を行います。	
協働による取り組み			取り組み内容		
関連計画	計画名	計画期間	概要		
	本庄市健康づくり推進総合計画	平成28年度～平成32年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取り組みの相乗効果と推進力をたかめる総合計画		
(資料編) 主な事業一覧			変更の有無	事業名	事業概要
	①各種スポーツ・レクリエーション大会等実施・充実事業	多くの市民が気軽に参加できる各種スポーツ・レクリエーション大会等を実施し、充実を図ります。	変更あり	①各種スポーツ・レクリエーション大会等実施・充実事業	誰でもが気軽に参加できる各種スポーツ・レクリエーション大会等を実施し、充実を図ります。
	②各種スポーツ・レクリエーション教室等実施・充実事業	誰でも気軽に参加できる各種スポーツ・レクリエーション教室等を実施し、充実を図ります。	変更あり	②各種スポーツ・レクリエーション教室等実施・充実事業	体育協会・レクリエーション協会加盟団体については、各競技団体による教室の開催に向け必要な支援を行います。また、その他の種目やニュースポーツの教室等について、実施団体やスポーツ推進委員と連携し実施します。
	③体育協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団支援事業	体育協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団の活動を促進するため、必要な支援を行います。	変更なし	③体育協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団支援事業	体育協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団の活動を促進するため、必要な支援を行います。
④スポーツ・レクリエーション指導者確保事業	スポーツ・レクリエーション推進に重要な役割を果たす指導者を確保するため、各種団体と連携します。	変更あり	④スポーツ・レクリエーション指導者確保事業	スポーツ・レクリエーションの推進に重要な役割を果たす指導者を確保するため、各種団体と連携します。また、スポーツ推進委員の活動内容を周知し、活動を推進します。	

(資料編) 主な事業一覧	⑤ウォーキング推進事業	川淵三郎塾※事業としてのウォーキングを推進し、市民が気軽に歩けるコースの設定やマップの作成等を行います。	変更あり	⑤ウォーキング推進事業	川淵三郎塾事業としてのウォーキングを推進し、マップの利便性を向上させる改訂を行います。また、マップを利用した事業を推進します。
	⑥体育施設管理運営事業	市民が気軽に安心して利用できるよう、体育施設の適切な維持管理と貸し出しを行います。	変更なし	⑥体育施設管理運営事業	市民が気軽に安心して利用できるよう、体育施設の適切な維持管理と貸し出しを行います。
	⑦学校体育施設開放事業	市内の小中学校体育館及びグラウンドを学校教育に支障のない範囲で貸し出すとともに、適切な維持管理を行います。	変更あり	⑦学校体育施設開放事業	市内の小中学校体育館・武道場及びグラウンドを学校教育に支障のない範囲で貸し出すとともに、適切な維持管理を行います。

※川淵三郎塾:本庄市が掲げる「市民一人 1 スポーツ」の理念を実現するため、平成21 年4 月に川淵三郎氏が早稲田大学の特命教授に就任されたことを契機として、市内スポーツ・レクリエーション団体等と早稲田大学との協働連携により継続的にスポーツ振興を図る取り組みの総称

第4章 地域の価値を高め、活発な産業活動が広がるまち					持続可能で活力に満ちた、にぎわいと魅力のあるまち					
市民アンケート		満足度		35 / 36位		重要度		14 / 36位		
現行計画内容					変更の有無	次期計画素案				
施策大項目名	2 商業の振興				変更なし					
現況と課題					現況と課題					
					文字数 509					
<p>全国的に消費低迷が続く中、郊外大型商業施設の増加をはじめ、消費者のライフスタイルも多様化し、インターネットによる通信販売なども一般化し、消費購買手段は大きく変化しています。本市においても、郊外の幹線道路沿いに立地するショッピングセンター等へのシフトが続き、商店街の空洞化が進んでいます。かつて商業の中心地としてにぎわった市内の商店街では、様々な努力が行われてきましたが、経営者の高齢化、後継者不足などによる廃業で、市内商店街加入事業者数が減少傾向にあり、空き店舗対策などが重要な課題となっています。</p> <p>この対策として国においては、いわゆるまちづくり三法（中心市街地活性化法、都市計画法、大店立地法）の見直しにより、郊外への大規模店舗の立地は制限されることとなりました。本市においても、空き店舗を利用して営業を開始した事業主に対する支援を行い、商店街への新たな事業者の参加を促進していきます。また、地元商業事業者が一致団結して活性化に取り組む活動を支援することにより、地域住民が気軽にアクセスできる商店街となることを期待されています。さらに、上越新幹線本庄早稲田駅を核とする本庄早稲田の杜地区においては、商業の集積拠点としての整備が進んでいます。</p> <p>また、観光事業など他分野との連携強化を図り、歴史・文化など地域の特性を活かした商業の振興を目指します。</p>					<p>・全国的に消費低迷が続く中、郊外大型商業施設の増加をはじめ、消費者のライフスタイルも多様化し、インターネットによる通信販売などが一般化、消費購買手段は大きく変化しています。商店街が中長期的に発展し、地域住民で賑わう商店街を創出するために、地元商業事業者が一致団結して活性化に取り組む活動を支援するとともに、交通の利便性を活かした観光事業など他分野との連携強化を図り、歴史、文化など地域の特性を活かした商業の振興を支援することが必要です。</p> <p>・本庄早稲田の杜地区での商業施設の開業による商業の振興と地域の発展が促進された一方で、かつて賑わいをみせていた市街地商店街の空洞化が進んでいます。市内の商店街では、様々な努力が行われてきましたが、経営者の高齢化、後継者不足などによる廃業で、市内商店街加入事業者数が減少傾向にあります。中心市街地及び商業地域の空洞化を抑制し、商業の活性化を図り、魅力あるまちづくりを推進するために、創業に対する取り組みを強化し、創業希望者に対する支援とフォローアップを充実するとともに、空き店舗を利用して営業を開始した事業主に対する支援や中心市街地で開催される商店街活性化の活動支援が求められます。</p>					
現状グラフ内容		商業の現状			変更の有無	現状グラフ内容		商業の現状		
現状グラフ		市内商店街加入事業者数			変更なし	市内商店街加入事業者数				
		卸売業、小売業の従業員数・事業所数			変更なし	卸売業、小売業の従業員数・事業所数				
めざす姿		●本庄早稲田の杜地区の整備が進み、本市の商業核が形成されています。			削除					
		●市内の商店街の活性化が進み、地域の商業拠点が維持されています。			変更あり	●市内の 商業環境 の活性化が進み、地域の商業拠点が維持されています。				
成果指標・市民満足度と目標値	成果指標	市内商店街加入事業者数（商店街加入者数（累計））		目標値（平成29年）	380事業者	成果指標	市内商店街加入事業者数（商店街加入者数（累計））		現状（平成28年）	381事業者
				平成28年度時点	381事業者				目標値（平成34年）	400事業者
	成果指標	空き店舗を利用して営業している事業者数（本庄市中心市街地空き店舗対策補助事業を利用して営業を開始した事業者数）		目標値（平成29年）	18事業者	成果指標	空き店舗を利用して営業している事業者数（本庄市中心市街地空き店舗対策補助事業を利用して営業を開始した事業者数）		現状（平成28年）	27事業者
				平成28年度時点	27事業者				目標値（平成34年）	37事業者
市民満足度	商業の振興（既成市街地商業の振興、新市街地商業の振興等）		目標値（平成29年）	21%	市民満足度	商業の振興		現状（平成28年）	11.7%	
施策中項目	名称	取り組み内容				変更の有無	名称	取り組み内容		
	1 魅力ある商業ゾーンづくり	行政と商工会議所・商工会・商店街連合会の連携により、市内の商店街の活性化が進み、地域の商業拠点が維持できるよう支援します。また、本庄早稲田の杜地区については、大型商業施設の進出に合わせ、利便性の高い魅力ある商業の集積を促進します。				変更あり	1 魅力のある商業ゾーンづくり	・商工会議所、商工会、商店街連合会の連携により、市内の商店街の活性化を図り、地域の特性を活かした商業拠点が維持できるよう支援します。また、創業希望者への支援とフォローアップの充実を図るとともに、中心市街地等の空き店舗を利用して営業を開始する事業主に対し、家賃等の助成を行います。本庄早稲田の杜地区は、大型商業施設の進出に合わせ、利便性の高い魅力ある商業環境を創出します。		

施策中項目	2 商店街の活性化	商店会等が行うイベント等の販売促進事業又は研修会・講演会や、消費者とのコミュニケーションを図るための各種事業を商工会議所・商工会・商店街連合会と協力し、商店街の活性化を支援します。	変更なし	2 商店街の活性化	・商店会等が行うイベント等の販売促進事業又は研修会・講演会や、消費者とのコミュニケーションを図るための各種事業を商工会議所・商工会・商店街連合会と協力し、商店街の活性化を支援します。
	3 商業経営の強化	中小企業の経営力の安定と向上を図るため、商工会議所や商工会との連携により、商業診断・経営相談指導・経営革新支援・創業支援を行います。また、中小企業の安定と設備の近代化を促進するために、各種融資制度の拡充に努めます。	変更なし	3 商業経営の強化	・中小企業の経営力の安定と向上を図るため、商工会議所や商工会との連携により、商業診断、経営相談指導、経営革新支援、創業支援を行います。また、中小企業の安定と設備の近代化を促進するために、各種融資制度の拡充に努めます。
	4 他分野との連携による商業の振興	地域資源を活かした観光事業などとの連携強化を図り、集客力のある回遊ルートの開発を行い、歴史・文化など地域の特性を活かした商業の振興を目指します。	変更あり	4 他分野との連携による商業の振興	・観光事業などとの連携を図り、集客力のある回遊ルートの開発を行い、歴史、文化など地域の特性を活かした商業の振興を目指します。
協働による取り組み	商工会議所・商工会ほか、あらゆる組織とのまちづくり活動 モータリゼーション※の進展、郊外へ進出した大型ショッピングセンター等の影響で、既成市街地商店街は、これまで以上に疲弊・空洞化する恐れがあります。このため、既成市街地商店街の活性化を目指し、商工会議所・商工会・商店街連合会・観光協会・本庄駅北口まちづくり推進の会等との連携協働により、空き店舗対策・販促イベントの開催・オリジナルなふるさと土産品などの魅力と付加価値のある商品の開発を進めます。また、来訪者へのおもてなしの場である「まちの駅※」等との協働により、既成市街地ならではのきめの細かい地域コミュニティ商店街を目指します。さらに、県内でいち早く設立された「彩の国本庄拠点フィルムコミッション※」を基盤として、映画のロケ誘致などを支援し、映像関連の活動を通して地域おこしを推進します。		取り組み内容 商工会議所・商工会等関係機関と連携したまちづくり活動 大型ショッピングセンターの進出や後継者不足等の影響で、既成市街地商店街は、これまで以上に疲弊・空洞化する恐れがあります。このため、既成市街地商店街の活性化を目指し、商工会議所、商工会を始め関係機関との連携協働により、空き店舗対策、創業支援、販促イベントの開催、オリジナルなふるさと土産品などの魅力と付加価値のある商品の開発を進めます。また、来訪者へのおもてなしの場である「まちの駅※」等との協働により、既成市街地ならではのきめの細かい地域コミュニティ商店街を目指します。さらに、県内でいち早く設立された「彩の国本庄拠点フィルムコミッション※」を基盤として、映画のロケ誘致などを支援し、映像関連の活動を通して地域おこしを推進します。		
	計 画 名		計 画 期 間		概 要
関連計画					
(資料編) 主な事業一覧	事業名	事業概要	変更の有無	事業名	事業概要
	①商工会議所・商工会補助事業	商工会議所・商工会に補助し、商店街の整備を支援します。	変更あり	①商工会議所、商工会への支援	商工会議所・商工会に補助し、魅力ある商店街づくりのための企画・事業を支援します。
	②中心市街地空き店舗対策事業	中心市街地の空き店舗を利用して営業を開始した事業主に対する支援を行います。	変更あり	②中心市街地空き店舗対策の推進	・中心市街地の空き店舗の利用を促して営業を開始した事業主に対する支援を行います。 ・商工会議所・商工会等と連携して、空き店舗の活用を促進させる「空き店舗ゼロプロジェクトチーム」を結成します。
	③商店街振興補助事業	各商店街が活性化のために行うイベント等に一定額の補助を行います。また、商店街街路灯のLED灯への改修事業に対し支援を行い、商店街の活性化とイメージアップを図ります。	変更あり	③商店街振興支援	・各商店街が活性化のために行うイベント等や商店街街路灯の改修等に対し支援を行うなど、商店街の活性化とイメージアップを図ります。 ・埼玉県や商工会議所・商工会と連携して、経営革新に取り組む事業者を支援します。 ・創業支援事業計画に基づいて、商工会議所・商工会・本庄早稲田国際リサーチパークと連携し、創業希望者への支援、フォローアップを継続します。 ・商工会議所・商工会・金融機関等と連携し「クラウドファンディング※活用事例セミナー」等を開催し、先進的な取組を推進します。
	④中小企業融資事業	商業経営の安定のため各種融資を行います。	変更あり	④中小企業融資の実施	・商業経営の安定のため各種融資を行います。 ・経営向上に意欲的なモデル事例の発信を行います。

まちの駅:地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人との出会いと交流を促進する場所(施設・商店・企業など)。トイレや駐車場の案内や地域情報の提供などを行っている
 フィルムコミッション:映画やテレビドラマのロケーション撮影を誘致し、撮影が円滑に行われるよう支援する組織のこと
 クラウドファンディング:インターネットを通じて、不特定多数の人々から資金調達を行い、商品開発や事業などを達成する仕組み

第4章 地域の価値を高め、活発な産業活動が広がるまち				持続可能で活力に満ちた、にぎわいと魅力のあるまち					
市民アンケート		満足度		1 / 36位		重要度		7 / 36位	
現行計画内容				変更の有無		次期計画内容素案			
施策大項目名 7 廃棄物の処理とリサイクル				変更なし		7 廃棄物の処理とリサイクル			
現況と課題				現況と課題		文字数 553			
<p>近年、「3R政策（リデュース、リユース、リサイクル）※」の推進により、環境と経済が両立した循環型社会の構築に向けた活動が始まっています。</p> <p>本市では、廃棄物の発生抑制や再資源化のために、集団資源回収や資源ごみの分別収集等に取り組んできましたが、引き続き、市民や事業者の意識の高揚を図り、循環型社会の構築を積極的に推進することが必要です。児玉郡市広域市町村圏組合で運営している小山川クリーンセンターでは、ダイオキシン対策などに万全を期した廃棄物焼却施設、資源ごみ処理施設等で廃棄物を適切に処理しています。廃棄物の処理には、今後もこうした対策の維持が必要です。</p> <p>また、本市のし尿処理量は減少傾向にあります。今後は、公共下水道計画区域外及び農業集落排水※処理区域外においては、浄化槽※の設置・適正な維持管理を促進するなど、環境に優しい対策を実践していくことが求められています。</p>				<p>・本市の一人1日当たりのごみ排出量は現在、埼玉県平均と比較して著しく多い状況です。そのうち家庭系ごみの一人1日当たりの排出量は、若干の減少傾向に転じたものの、事業系ごみについては引き続き増加傾向となっています。また、認定ごみ袋の中への資源物の混入やルール違反の排出など、不適正処理の事例が引き続き存在する状況です。廃棄物の減量化と適正処理を推進するため、生ごみ水切り運動をはじめとする分かりやすく継続的な啓発活動を実施することで、市民一人ひとりの意識の向上を図るとともに、特にごみ全体の3割を占める事業系ごみについて適正排出を促進し、分別・再資源化の徹底を図る必要があります。</p> <p>・本市では、集団資源回収や資源ごみ分別収集、小型家電の回収など、積極的にリサイクルの取り組みを進めてきましたが、リサイクル率が埼玉県平均よりも低い状況です。限りある資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な循環型社会を構築するためには、引き続き「3R政策（リデュース、リユース、リサイクル）※」を推進し、資源ごみ常設回収場所の増設などにより市民が手軽に排出しやすい環境を整備するとともに、リサイクルに取り組む民間事業者と協働し行政主導による多様な資源化ルートを確保するなど、市民がリサイクルしやすい体制を整備する必要があります。</p>					
現状グラフ内容		環境負荷対策の現状		変更の有無		現状グラフ内容		ごみ排出量の現状	
現状グラフ		家庭からの廃棄物1日1人あたりの排出量		変更あり		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量			
		元小山川（元小山橋）のBOD75%値		変更あり		1年間の事業系ごみ排出量			
めざす姿		●3R政策※の推進により、廃棄物の排出量が減少し、再資源化に対する市民の意識が高まっています。		新規		●廃棄物の処理体制の整備・充実が図られ、廃棄物の適正処理が行われています。			
		●浄化槽※の設置・適正な維持管理が行われ、河川の浄化が図られています。		削除					
				変更あり		●3Rを基調とした生活様式や事業活動への転換が図られ、再資源化に対する市民の意識が高まるとともに、廃棄物処理に係る環境負荷が低減された循環型地域社会が構築されています。			
成果指標・市民満足度と目標値	成果指標	家庭からの廃棄物1日1人あたりの排出量（家庭から排出された廃棄物のうち、分別回収によるびん・缶等の資源ごみを除いた、可燃・不燃・有害・粗大ごみの年間合計量を人口で除した数値をさらに365日で除した値）	目標値（平成29年）	623.48g	成果指標	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（家庭から排出された廃棄物のうち、分別回収によるびん・缶等の資源ごみを除いた、可燃・不燃・有害・粗大ごみの年間合計量を人口で除した数値をさらに年間日数で除した値）	現状（平成28年）	743g	
			平成28年度時点	743.33g			目標値（平成34年）	706g	
	成果指標	元小山川（元小山橋）のBOD75%値（水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で、年間計測データを小さい順に並べて全体の3/4番目（75%）の値（数字が小さいほど水質が良い））	目標値（平成29年）	3.0mg/l	成果指標	1年間の事業系ごみ排出量（事業所から排出された廃棄物量）	現状（平成28年）	9,967t	
				平成28年度時点				目標値（平成34年）	9,255t
	市民満足度	環境負荷の軽減（環境教育、リサイクル、省エネルギー等）	目標値（平成29年）	40%	市民満足度	廃棄物の処理とリサイクル	現状（平成28年）	61.6%	

施策中項目	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
	1 廃棄物の減量化の推進	市広報等を通じて、廃棄物の分別等の適正な排出方法を徹底し、廃棄物の減量化や再資源化の意識の向上を図ります。	変更あり	1 廃棄物の減量化の推進	ごみの発生抑制について、市民や事業者に対する啓発活動の充実を図ります。また、事業系ごみの適正排出に向けた取り組みなどを実施することで、ごみの減量化を推進します。
	2 リサイクルの推進	自治会の協力により資源ごみの分別回収を実施・推進します。また、子ども会やPTAなど、集団資源回収を実施する団体を支援するなど、地域と協力しながら廃棄物のリサイクルの推進を図ります。	変更あり	2 廃棄物の適正処理	収集・回収体制の見直しや分別情報の発信など、 ごみの適正排出に向けた取り組みを推進します。また、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）処理にかかる社会情勢の動向等に注視し適正な処理体制の構築に努めます。
	3 一般廃棄物処理体制の充実	児玉郡市広域市町村圏組合と連携し、小山川クリーンセンターの維持・管理の充実に努めるとともに、廃棄物収集運搬委託業者による収集体制の一層の効率化を図ります。	変更あり	3 リサイクルの推進	自治会の協力により資源ごみの分別回収を実施するとともに、子ども会やPTA等の集団資源回収を実施する団体を支援するなど、地域と協力しながら廃棄物のリサイクルを推進します。また、市民の利便性を考慮し、市民負担の軽減を図りつつ、循環型社会の形成を目指して、分別排出しやすい環境整備を進めます。
	4 し尿の適正処理の推進	公衆衛生の向上のため、し尿の適正な処理体制を推進します。また、公共下水道整備区域外や農業集落排水※整備区域外において、既存単独処理浄化槽等から、浄化槽※に入れ替えた世帯に対して経費の一部を補助するなど、排水施設の整備促進を図ります。また、市広報等を通じて浄化槽※の適切な維持管理が行われるよう啓発を行います。	削除	「環境対策の充実」の中項目1「健全な環境の保全と創出」に記入	
協働による取り組み			取り組み内容		
	各種団体などによる環境に優しい活動 元小山川の流域自治会などで構成された「元小山川浄化活動推進実行委員会」による元小山川の清掃活動や魚の放流などのイベント、小学校と合同で行う水生生物調査や川の環境展などを実施するとともに、地球温暖化防止対策として、市民や事業者と協力して省エネ・省資源の取り組みを実施します。また、子ども会、PTA等各種団体が実施する古紙等の集団資源回収や、自治会の協力により実施している資源ごみの分別収集に報奨金を交付することにより、各種団体の地球環境に優しい活動を支援し、併せて廃棄物の再資源化を図り、資源循環型社会の実現を目指します。		効率的かつ安定的な廃棄物処理を行うため、自治会や地域住民、各種団体と連携し、ごみの適正処理を推進するとともに、民間活力の活用も視野に入れた新たなリサイクルルートの構築を進めます。また、県や近隣市町等と連携した災害廃棄物処理体制の構築に努めます。		
関連計画	計画名	計画期間	概要		
	本庄市環境基本計画	平成30年度～平成39年度	本庄市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画		
	本庄市一般廃棄物処理（基本・実施）計画	平成26年度～平成30年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うための計画		
	本庄市分別収集計画	平成29年度～平成33年度	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器リサイクル法)第8条の規定に基づく容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するための計画		
（資料編） 主な事業一覧			変更の有無	事業名	事業概要
	①集団資源回収の推進	子ども会やPTA等が実施する、紙類を中心とする集団資源回収に対して回収量に応じて報奨金を交付し、廃棄物の再資源化を推進します。	新規	①広報紙等による啓発	広報ほんじょう「ECOガイド」やホームページなどで、生ごみの水切りや食品ロスの削減など、ごみ減量化・再資源化及び適正処理に向けたあらゆる取組について、多くの市民が知識を深め環境意識の向上が図られるよう普及啓発を実施します。
	②資源ごみ分別回収の推進	自治会の協力により、びん・缶等の資源ごみの分別回収を実施し、廃棄物の再資源化を推進します。	新規	②生ごみ水切り運動	㈱カインズとの共同開発により作成した生ごみ水切り器を使って水切りを実践していただくことで、生ごみの減量意識を高めるとともに、ごみ減量化の普及啓発を進めます。
	③じん芥処理業務事業	廃棄物収集を委託方式で行うことにより、効率的かつ経済的な収集体制を推進します。	削除		

主な事業一覧	④生活排水処理施設設置補助事業	公共下水道整備区域外及び農業集落排水※整備区域外において、既存単独処理浄化槽等から浄化槽※に入れ替えた世帯に対し補助金を交付することにより、排水施設の整備を推進します。	削除		
			新規	③レジ袋削減キャンペーン	ごみの減量、地球温暖化防止対策の一つとして、レジ袋の削減、マイバッグ・マイバスケット利用促進の啓発活動を実施します。
			変更なし	④資源ごみ分別回収の推進	自治会の協力により、市民が排出しやすい環境整備を進めながら、びん・缶等の資源ごみの分別回収を実施し、廃棄物の再資源化を推進します。
			変更なし	⑤集団資源回収の推進	子ども会やPTA等が実施する、紙類を中心とする集団資源回収に対して回収量に応じて報奨金を交付し、廃棄物の再資源化を推進します。
			新規	⑥使用済小型家電回収の推進	使用済小型家電には、レアメタルなど多くの有用金属が含まれており、これらの貴重な資源を再利用するため、家庭で使われていた使用済小型家電を回収します。
			新規	⑦廃食用油リサイクルの推進	家庭からの廃食用油を随時公民館等で拠点回収し、再資源化を図ります。

3 R 政策：環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったもの。

「Reduce（リデュース）：廃棄物の発生抑制」「Reuse（リユース）：再使用」

「Recycle（リサイクル）：再資源化」の順番で取り組むことが求められている。

第5章 自然と人に優しく、多彩な交流が生まれるまち(都市基盤分野)				人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち(都市基盤分野)											
市民アンケート		満足度		28 / 36位		重要度		22 / 36位							
現行計画内容				変更の有無		次期計画素案									
施策大項目名		1 計画的なまちづくり		変更なし											
現況と課題				現況と課題		文字数 755									
<p>本庄地域では、だれもが安心して生いきいきと暮らせる都市づくりを目指した都市計画マスタープランに沿って、適正な土地利用による、秩序あるまちづくりを進めてきました。一方、児玉地域では用途地域や都市施設を指定し、計画的にまちづくりを進めてきました。</p> <p>現在は、合併により本庄都市計画と児玉都市計画（児玉地域）の2つの都市計画が存在しています。この2つの都市計画を活かした、新市の都市計画マスタープランを策定し、持続可能な都市構造をつくり、安全で住み良い都市を目指し、計画的なまちづくりを進めています。</p> <p>本市の都市計画道路の現況は本庄・児玉両地域で36路線、約68kmありますが、このうち20路線余りが未整備または一部整備という状況であるため、見直し検討を行うとともに計画的に整備を進めます。</p> <p>また、居住環境の向上を図るため、狭あい道路の解消や住宅等の耐震改修を推進し、災害に強いまちづくりにも取り組んでいます。</p>				<p>・人口減少や少子高齢化の進行など社会を取り巻く状況を踏まえ本市では、都市づくりの基本的な方針となる都市計画マスタープランを策定し計画的にまちづくりを進めています。市民の誰もが安全で住みよいと感じる持続可能な都市の実現を目指すためには、良好な住まいの環境を創出し、利便性の高いまちなかや豊かな自然環境に囲まれた田園など、それぞれの地域が持つ特性や多様なライフスタイルに応じた魅力あるまちづくりを推進することが必要です。</p> <p>・本市は、中山道最大の宿場町として栄えた歴史があり、市内には世界文化遺産の「富岡製糸場と絹産業遺産群」との関連が深い競進社模範蚕室や明治時代の文化遺産である旧本庄商業銀行煉瓦倉庫など貴重な建造物が数多く残されています。まちの魅力を高め、にぎわいを創出するためには、歴史的な資源を観光資源としてまちづくりに活かす取り組みが必要です。</p> <p>・本庄駅や児玉駅周辺の市街地では、人口の減少に伴って空き家や空き店舗が増加し、まちの空洞化や活力の低下が懸念されています。また、多くの通勤通学者や観光客が利用する本庄駅の北口では、駅前広場の利便性が低くまちの玄関口としての魅力が感じられない状況です。市民が快適で住みよいまちをつくるためには、まちなかを再生し、新しい魅力と活力を創出していくことが必要です。</p> <p>・本庄早稲田の杜地区では、一部の地区を除いて土地区画整理事業が完了し、都市基盤の整った良好な市街地が形成されています。住宅等の建設が進み人口も増加するなか、今後さらにまちを発展させていくためには、住民参加により魅力と活力のあるまちづくりを推進する必要があります。また、土地区画整理事業が未着手の地区についても、住民と連携しながら地域の特色や実情に応じたまちづくりを進めることが必要です。</p>											
現状グラフ内容		計画的なまちづくりの現状		変更の有無		現状グラフ内容		まちなかの現状							
現状グラフ		都市計画道路整備率		変更あり		居住誘導区域※内の人口									
		道路後退部分舗装面積		変更あり		居住誘導区域※内の住宅新築棟数									
めざす姿		●基本構想の4つのゾーンの土地利用構想に基づき、それぞれの地域の特色を活かして秩序ある良好な土地利用が図られています。		変更なし		●基本構想の4つのゾーンの土地利用構想に基づき、それぞれの地域の特色を活かして秩序ある良好な土地利用が図られています。									
		●市民と連携・協働したまちづくりが、活発に進められています。		変更あり		●本庄駅及び児玉駅周辺地区では、官民連携によるまちなかの魅力を高める都市機能が誘導され、居住環境の改善が進み、暮らしやすい街並みが形成されています。									
成果指標・市民満足度と目標値		成果指標 都市計画道路整備率 (整備済道路÷計画道路)		目標値(平成29年)		65.20%		成果指標 居住誘導区域※内の人口		現状(平成28年)		(仮) 21,278			
				平成28年度時点		63.64%				目標値(平成34年)		(仮) 21,560			
		成果指標 道路後退部分舗装面積 (建物の建築時に道路の中心から2m後退した部分の舗装面積(平成9年からの累計))		目標値(平成29年)		17,233㎡		成果指標 居住誘導区域※内の住宅新築件数		現状(平成28年)		(仮) 116			
				平成28年度時点		27,347㎡				目標値(平成34年)		(仮) 113			
		市民満足度		計画的なまちづくり(適正な土地利用、市街地近郊の環境調和等)		目標値(平成29年)		25%		市民満足度		計画的なまちづくり		現状(平成28年)	
市民満足度		ニーズにあった住宅供給(公営住宅供給、住宅供給促進等)		目標値(平成29年)		23%		市民満足度				現状(平成28年)			
市民満足度		美しい景観の形成		目標値(平成29年)		33%		市民満足度		美しい景観の形成		現状(平成28年)		27%	

施策中項目	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
	3 地区計画※・建築協定の推進	市民の参加による地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進めるため、市民に対する啓発及び推進体制の充実に努めながら地区計画※、建築協定制度※の活用を図ります。	変更あり	1 都市計画制度の活用	・都市計画制度を活用して市民の参加による地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進めます。また、開発や建築行為を適正に許可または誘導し、適正な土地利用を促進します。
	4 都市景観の整備	市街地の整備などと合わせて、可能な地区から電柱のないまちづくり、歴史的な景観の保存・活用や新しい街並みの形成を進めていきます。また、幹線道路沿いの建築物や大規模建築物については、周辺の景観との調和に配慮しつつ地域の特性を活かした景観形成を進めます。	変更あり	2 都市景観の形成	・無電柱化や歴史的な景観の保存、活用に取り組み、良好なまち並みの形成を進めていきます。 ・幹線道路及び沿道の建築物や屋外広告物等については、周辺の景観との調和に配慮しつつ地域の特性を活かした景観形成を進めます。
			新規	3 まちなかの再生と定住促進	・本庄駅や児玉駅周辺等の市街地を活性化させるため、 住宅等の立地を支援、誘導し 、既成市街地への定住を促進します。また、駅周辺の整備を住民等と連携して推進することで駅利用者の利便性の向上を図り、中心市街地の顔にふさわしいまちの形成を進めます。
			新規	4 本庄早稲田の杜づくり	・次世代の都市づくりのモデルとなるよう、自然環境と調和した新しいまちづくりに地域住民や事業者と連携して取り組み、良好な居住環境の形成、保全を図ります。
協働による取り組み	取り組み内容		取り組み内容		
	<p>【狭あい道路の解消】 居住環境の向上、災害活動の迅速性の確保、日常生活の利便性と安全性の向上のため、4 m未満の道路は、建築物の確認申請時に、道路の中心から水平距離2 mの線は道路の境界線とみなされ道路後退が必要になります。本市においては、埼玉県、指定確認検査機関、市民と連携し、4 m未満の道路の解消を図ります。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・本庄駅北口地区（40ha）及び児玉駅周辺地区（20ha）の中心市街地等のまちづくり事業を推進する団体に対し、補助金を交付しています。 ・本庄市内の高等学校（6校）の生徒による地域活性化（魅力発信等）の提案を促進し、市のPRにつなげていきます。 ・本庄早稲田の杜づくりにおいて、地域住民や事業者が主体となるエリアマネジメント組織の自主的な活動を推進します。 ・土地区画整理事業未着手地区の今後のまちづくりは、各地区の実情に応じて、まちづくり協議会や関係住民とともに進めていきます。 		
関連計画	計画名	計画期間	概要		
	本庄市都市計画マスタープラン	平成25年3月～概ね20年	都市計画法第18条の2に基づいて定める市町村の都市計画に関する基本的な方針		
	本庄市中心市街地活性化基本計画	平成26年1月～10年	本庄駅北口周辺地区（40ha）の市街地の再生・活性化を推進するための計画		
	本庄市立地適正化計画（予定）	平成30年度～概ね20年（予定）	都市再生特別措置法第81条に基づいて定める住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図る計画		

事業名	事業概要	変更の有無	事業名	事業概要
①都市計画道路整備事業	都市計画道路の見直しを検討し、計画的に整備を進めます。	削除	施策大項目「3道路・河川の整備と維持管理」に移行	
②用途地域・地区計画※見直し事業	地域の特性や実情に合わせ、用途地域・地区計画※の見直しを検討します。	変更あり	①用途地域や地区計画等の見直し	地域の特性や実情に合わせ、用途地域や地区計画、建築協定制度※の活用、見直しを検討します。
③開発許可事務事業	地域の特性と実情にあった開発誘導を行い、無秩序な開発による居住環境の悪化を防止し、適正な開発指導を行います。	変更あり	②開発許可事務の適正な運用	地域の特性と実情にあった開発誘導を行い、無秩序な開発による居住環境の悪化を防止し、適正な開発指導を行います。
④道路後退用地整備事業	本庄市道路後退用地整備要綱の規定により、道路後退した部分の分筆費用の補助金の交付や舗装工事等の整備を行います。	削除	施策大項目「2居住環境の整備」に移行	
⑤都市景観整備事業	本庄市幹線道路景観指導要綱及び埼玉県景観条例に基づく大規模行為の届出や地区計画※等により、外壁の色彩や位置等の制限を指導します。	変更あり	③都市景観の整備、誘導	住民等の協力を得ながら無電柱化を推進します。また、本庄市幹線道路景観指導要綱及び埼玉県景観条例に基づく大規模行為の届出や地区計画※等により、外壁の色彩や位置等を誘導します。
⑥耐震改修促進事業	木造住宅を対象に無料耐震診断の実施や所有者に対して耐震診断・改修における補助金の支援を行い、住宅の耐震化を促進します。	削除	施策大項目「2居住環境の整備」に移行	
⑦市営住宅管理事業	市営住宅のうち、木造住宅については退去後に取り壊し、準耐火住宅・耐火住宅については長寿命化計画に基づき維持管理をします。	削除	施策大項目「2居住環境の整備」に移行	
⑧都市計画マスタープラン検証事業	パートナーシップにより市民と都市計画マスタープランの検証を実施します。	削除		
			④既成市街地の整備	立地適正化計画に基づき、まちなか再生となる施設の誘導や民間活力を活用した住宅供給促進への支援、狭あい道路の拡幅等により居住環境の整備を行います。また、市街地の活性化に取り組む市民団体等の活動を支援します。
			⑤地籍調査の推進	市街地の土地活用を促進するため、土地の実態が登記と異なる区域について、関係権利者の協力を得ながら土地境界の確定を進めるための地籍調査を推進します。
			⑥本庄駅北口駅前周辺地区の整備	本庄駅北口の駅前広場を整備するとともに、地域住民や事業者と連携して周辺のまちづくりを進めます。
			⑦児玉駅周辺の整備	競進社模範蚕室等の歴史的な建造物を観光資源として活用しながら、基盤整備を推進するなど周辺のまちづくりを進めます。
			⑧本庄早稲田の杜地区の整備	市民や企業等のまちづくり活動を支援します。また、土地区画整理事業が未着手である地区については、地区計画制度を活用するなど住民参加によるまちづくりに取り組みます。
			⑨定住者への住宅取得支援	定住人口の増加及び地域の活性化を図るため、定住者の住宅取得等に係る支援制度の充実を図ります。

(資料編) 主な事業一覧

※居住誘導区域：人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

※地区計画、建築協定制度：地域住民の合意に基づき、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導する制度

第5章 自然と人に優しく、多彩な交流が生まれるまち(都市基盤分野)				人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち					
市民アンケート		満足度		32/36位		重要度		10/36位	
現行計画内容				変更の有無		次期計画内容素案			
施策大項目名		4 交通サービスの充実		変更なし		4 交通サービスの充実			
現況と課題				現況と課題		文字数 514			
<p>公共交通は、自家用車に代わるだれでも使える移動手段として、超高齢社会への対応からも、環境負荷の軽減等の観点からも、充実させることが望まれています。</p> <p>本市においては、鉄道網として、JR 高崎線・八高線・上越新幹線があり、3 駅が設けられているほか、バス網として、民間事業者が運行する路線バスと、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保するために市が運行する循環バスがあります。しかしながら、どの公共交通機関も利用者数が減少傾向にあり、各公共交通機関の一層の連携やサービスの充実が求められています。</p> <p>このため、公共交通機関の利用者を増加させるとともに、市民生活の利便性の向上や、市民交流の促進を図るために、総合的な交通政策を確立することが課題となっています。また、鉄道駅をはじめとした公共交通環境のバリアフリー※化やユニバーサルデザイン※の視点による整備、環境にやさしい自転車利用の促進なども必要となっています。</p> <p>これらのほか、自家用車を持っていてバス等の公共交通機関をあまり利用していない人でも、公共交通機関が必要となる場合もあることから、今は乗らない人も含めて、「公共交通機関を皆で支え、守る」という意識を醸成していくことが必要です。</p>				<p>・本市には鉄道網として、JR 高崎線・八高線・上越新幹線があり、3 駅が設けられているほか、民間事業者が運行する路線バスやタクシーがあります。また、市内交通として、デマンド交通（はにぼん号・もといずみ号）、本庄駅と本庄早稲田駅を結ぶシャトル便（はにぼんシャトル）があります。</p> <p>・公共交通は、自家用車に代わるだれでも使える移動手段として、交通弱者への対応や、環境負荷の軽減等の観点から各公共交通機関の連携強化、利便性・快適性の向上が求められているため、市内の公共交通の充実に取組むとともに、人の交流促進を図る視点から市域を越えた公共交通網の形成を目指すなど、総合的に交通政策を推進していく必要があります。</p> <p>・年齢や国籍を問わず、だれでもが快適に利用できる公共交通を実現するために、鉄道駅をはじめとした公共交通環境のバリアフリー※化やユニバーサルデザイン※の視点による整備も必要になってきます。</p> <p>・環境に対する意識の高まりや若者の車離れなど、マイカーに依存しない生活に切り替える機運が高まっていることから、将来にわたり公共交通を利用できる環境を維持していくため、地域で公共交通機関を支えていくという意識を高めていくことが重要です。</p>					
現状グラフ内容		交通機関の利用の現状		変更の有無		現状グラフ内容		交通機関の利用の現状	
現状グラフ		市内JR 駅の利用者数（3 駅合計値）		変更なし		市内JR 駅の利用者数（3 駅合計値）			
		路線バス・市内循環バス利用者数		変更あり		路線バス・市内交通（デマンド交通、シャトル便）利用者数			
めざす姿		●公共交通の利便性が向上し、利用する人が増えています。		変更あり		●公共交通網の充実により、誰もが出歩きやすい街になっています。			
		●車を運転しない高齢者などの交通弱者も、移動することが容易になっています。		変更あり		●高齢者などの交通弱者も、公共交通により安心して移動できるようになっています。			
成果指標・市民満足度と目標値	成果指標	市内JR 駅の利用者数 (本庄駅、本庄早稲田駅、児玉駅の3 駅の利用者数(年間))	目標値(平成29年)	4,650,000人	成果指標	市内JR 駅の利用者数(本庄駅、本庄早稲田駅、児玉駅の3 駅の利用者数(年間))	現状(平成28年)	4,699,740人 (平成27年度)	
			平成28年度時点	4,699,740人 (平成27年度)			目標値(平成34年)	4,700,000人	
	成果指標	路線バス・市内循環バス利用者数 (市内を運行する全民間路線バスと市内循環バスの利用者数計(年間))	目標値(平成29年)	550,000人	成果指標	路線バス・市内交通(デマンド交通、シャトル便)利用者数(市内を運行する全民間路線バスと市内交通の利用者数計(年間))	現状(平成28年)	721,840人 (平成27年度)	
			平成28年度時点				目標値(平成34年)	800,000人	
	市民満足度	公共交通の充実	目標値(平成29年)	34%	市民満足度	交通サービスの充実	現状(平成28年)	26.5%	

施策中項目	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
	1 鉄道輸送力の増強	J R 高崎線、八高線、上越新幹線の輸送力増強を図ることにより、地域経済の発展と市民の利便性向上を目指します。他市町等と連携しながら、J R 等への要望活動を実施します。	変更あり	1 鉄道輸送サービスの充実	・ JR 高崎線、八高線、上越新幹線の輸送力を活用し、地域経済の発展と市民の利便性・快適性の向上を目指します。他市町等と連携しながら、J R 等への要望活動を実施します。
	2 市内公共交通網の充実	民間バス事業者が運行する既存のバス路線を地域の幹線交通として位置付け、維持充実を図ります。 また、幹線交通の沿線以外の地域に対応する公共交通のあり方について、新しい交通システムの導入を含め、交通政策協議会で検討し、市内を快適に移動できる公共交通網の充実を目指します。	変更あり	2 市内公共交通網の充実	・ 交通の結節点である各鉄道駅（本庄駅、本庄早稲田駅、児玉駅）の利用環境の整備を推進します。 ・ 民間バス事業者が運行する既存のバス路線を地域の幹線交通として位置付け、維持・確保・充実を図ります。 ・ 幹線交通の沿線以外の地域をカバーするデマンド交通、シャトル便を効果的に運行することで、市内を快適に移動できる公共交通網の充実を目指します。
			新規	3 地域公共交通網の形成	・ バス路線と市内交通のネットワークの充実を図り、本庄市周辺地域の人の交流促進を図る視点から近隣自治体との公共交通網の形成を目指します。
	3 バリアフリー※・ユニバーサルデザイン※の推進	高齢者や障害のある人等の交通弱者の移動手段の確保を図るとともに、バリアフリー※新法に基づく駅の多機能トイレの設置、路線バスのノンステップバス※化等を関係機関と連携して推進します。	変更あり	4 バリアフリー※・ユニバーサルデザイン※の推進	・ 自動車運転免許証を返納するなど自家用車での移動が困難な 高齢者や障害のある人等の交通弱者の移動手段の確保を図ります。 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく駅の多機能トイレの設置、民間路線バスのノンステップバス※化等、関係機関と連携してバリアフリー化を推進します。 ・ すべての人が利用し易い環境づくりのため案内表示等へのユニバーサルデザインの使用を推進します。
	4 自転車利用環境の充実	自転車利用に適した地域特性を活かし、日常生活における身近な移動手段である自転車の利用環境の充実を目指します。	削除	2 居住環境の整備へ一部記載	
協働による取り組み			取り組み内容		
関連計画	計画名	計画期間	概要		
	本庄市総合交通計画	平成25年3月から概ね10年	持続可能な公共交通体系を構築するため、また、今後の公共交通のあり方を示すため、公共交通の充実に向けた計画		
	本庄市立地適正化計画（予定）	平成30年度から概ね20年（予定）	都市再生特別措置法第81条に基づいて定める住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図る計画		

（資料編）主な事業一覧			変更の有無	事業名	事業概要
	①高崎線輸送力増強要望活動	高崎線輸送力増強推進協議会の活動を通して他の関係市町と連携し、JR等に対する要望活動を実施します。	変更あり	①高崎線沿線地域活力維持向上推進協議会	高崎線沿線地域活力維持向上推進協議会の活動を通して他の関係市町と連携し、JR等に対する要望活動を実施します。
	②八高線電車化促進要望活動	八高線電車化促進期成同盟会の活動を通して他の関係市町と連携し、JR等に対する要望活動を実施します。	変更なし	②八高線電車化促進要望活動	八高線電車化促進期成同盟会の活動を通して他の関係市町と連携し、JR等に対する要望活動を実施します。
	③民間路線バス維持対策事業	市内を運行する民間路線バスについて、運行事業者と協力して維持充実を図ります。	変更なし	③民間路線バス維持対策事業	市内を運行する民間路線バスについて、運行事業者と協力して維持充実を図ります。
	④市内循環バス運行事業	高齢者等の移動手段を持たない人の交通手段の維持充実を図るため、市内循環バスのあり方を交通政策協議会にて検討し、見直しを進めます。	変更あり	本庄市デマンド交通等運行補助事業	デマンド交通等と他の公共交通サービスとの連携の充実を図ることで、地域住民の利便性を確保します。
	⑤交通バリアフリー※推進事業	駅への多機能トイレの設置、ノンステップバス※の導入等、鉄道・バス事業者と連携して推進します。	変更なし	⑤交通バリアフリー※推進事業	駅への多機能トイレの設置、民間路線バスへのノンステップバス※の導入等、鉄道・バス事業者と連携して推進します。
	⑥自転車利用促進事業	コミュニティサイクル※の導入の検討や自転車が利用しやすい環境を整えます。	削除	削除（2居住環境の整備へ）	

※デマンド交通：電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態

※シャトル便：特定の経路を定期的に往復する交通機関

※バリアフリー：障害者や高齢者等の社会的弱者が障壁なく設備やシステムを利用できる状態

※ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること

※ノンステップバス：出入口の段差を無くし、乗降を容易にした低床バス的一种である。床面高さは概ね350mm以下のものを指す。また、収納式のスロープ板を操作することで、車いすの乗降も容易になる

4 健康・安全・安心 プラン

～誰もが健やかな未来を描く～

① プランの概要

住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らすことができるように、健康の維持増進を図る取り組みと生活基盤の整備を進めます。

健全な身体を維持するには、食生活や生活習慣の質を高めることが重要です。子どもころから食育の考えを導入することや、適度な運動習慣を身に付けるために、スポーツ・レクリエーションの取り組みを推進し、心身の健康の保持増進を支援します。高齢者になっても社会参加や生きがいを感じられる場の提供は、健康を維持するために必要です。年齢にかかわらず誰もが社会で活躍できる仕組みを整備します。

また、安心できる住みよい生活環境を形成するために高齢者に限らず、誰にとっても安全な歩行空間の整備や**増加が見込まれる自動車運転免許返納者にも対応した**市内公共交通網の充実を図ります。また、地域で防犯防災体制の強化に努め、犯罪や災害が起きた場合にも安全と安心を確保できるように共助の取り組みを支援します。

そして、高齢になっても自立した生活を送れるように、医療や介護などを必要としている人が、確実に利用できる地域医療、福祉サービスや地域でのケアの体制を構築していきます。

② プランの目指す姿

- 健康維持増進に係る取り組みにより健康的な心身を備えた市民が増加しています。
- 安全な歩行空間が実現するとともに、交通手段が充実し生活利便性が向上しています。また、交通安全意識の普及・浸透が図られ、交通ルールの遵守と正しいマナーが実践され、安全なまちが実現しています。
- 共助や包括的なケアの仕組みが地域に行き渡り、安心な暮らしが保たれています。

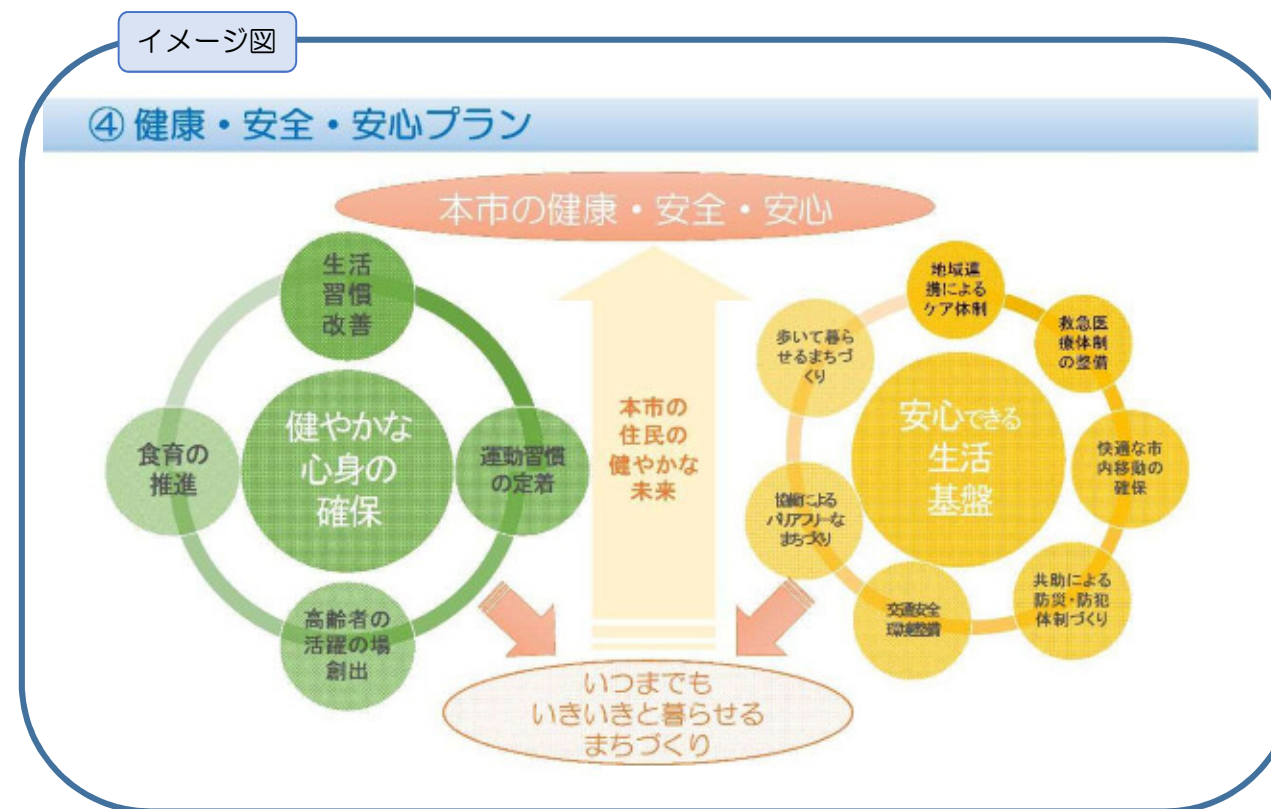
③ プランを推進するための取り組み

- 健やかな心身の確保

主な取組内容	施策 No	施策名称
・生活習慣病予防・食育の推進	1-2-2	体の健康づくりの推進
	1-2-1	健診・検診体制の充実
・運動習慣の定着	1-5-1	介護予防の推進
	2-2-6	体力向上と健康づくりの推進
	2-6-1	スポーツ・レクリエーション事業による心身の健康の保持増進
・高齢者の活躍の場の創出	1-5-3	社会参加・生きがいづくりの促進
・こころの健康づくり	1-2-6	心の健康づくりの推進

●安心できる生活基盤

主な取組内容	施策 No	施策名称
・協働によるバリアフリーなまちづくり	1-5-4	ともに生きる豊かな地域社会づくり
・歩いて暮らせるまちづくり	4-2-2	安全な歩行空間の確保の推進
・快適な市内移動の確保	4-4-2	市内公共交通網の充実
	4-4-4	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
・交通安全環境整備	5-5-1	交通安全施設などの道路交通環境の整備
	5-5-2	交通安全意識の高揚
・共助による防災防犯体制づくり	5-3-3	自主防災組織の育成
	5-4-3	犯罪の起きにくいまちづくり
・地域で連携したケア体制の確立	1-4-1	地域福祉の推進体制づくり
	1-5-2	介護・福祉のサービスの連携と充実
	1-5-4	ともに生きる豊かな地域社会づくり
・救急医療体制の整備・充実	1-3-1	初期救急医療の充実
	1-3-2	地域医療の充実



第2章 市民と行政が連携し、ともに地域を支えるまち(市民生活分野)					市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち(市民生活分野)						
市民アンケート		満足度		9 / 36位	重要度		33 / 36位				
現行計画内容					変更の有無	次期計画素案					
施策大項目名 1市民との協働によるまちづくりの推進					変更なし						
現況と課題					現況と課題 文字数 409						
<p>地方分権の時代を迎え、市民ニーズに対応しつつ自立したまちづくりが求められる中、本市の将来像に掲げた「あなたが活かす、みんなで育む」を実現するため、市民との協働によるまちづくりを推進し、各自治会やコミュニティ団体等を中心に、福祉や防災、そして地域の特性を活かした様々な活動が展開され維持されてきました。しかし、急激な少子化と高齢化、価値観の多様化などから、地域組織の担い手不足やコミュニティ活動への参加者の高齢化などの課題が発生しています。</p> <p>「市民と行政が連携し、ともに地域を支えるまち」の実現は、市民との協働なくしては推進できません。自治会、コミュニティ団体、ボランティア団体、NPO法人、企業等は、行政にとって重要なパートナーです。今後も多様な連携に向けてコーディネート※を積極的に展開し、各主体が適性を活かした役割を担える仕組みを推進するとともに、ボランティア団体等の育成や発掘を行い、必要な支援と各種団体との連携強化を図ることが求められています。</p>					<p>・社会情勢の変化による市民ニーズの多様化や、少子高齢化等により、行政サービスだけでは解決できない身近な課題が発生しています。そのため市では、自治会やボランティア団体、NPO法人等を中心とした各種市民団体と協働して、福祉や教育、防犯・防災を始め、地域の課題を解決するための事業や、地域の特性を活かした事業など様々な活動を推進してきましたが、今後一層の協働を進めていくには、市民等の理解と協力、そして参加を得られるような方策とともに、少子高齢化の進行と地域コミュニティの希薄化によるコミュニティ活動等への参加者の減少、主体となる人材の高齢化などが課題となっています。</p> <p>・自治会、ボランティア団体、NPO法人や企業等は、行政にとってまちづくりの重要なパートナーです。今後更に市民との協働を推進するためには、新たな課題への対応と、市民団体等がそれぞれの特性を活かした役割を担えるよう支援していくことが求められています。</p>						
現状グラフ内容		協働の現状			現状グラフ内容		協働の状況				
現状グラフ		自治会の加入世帯数/加入率			変更なし						
		NPO法人登録数			変更なし						
めざす姿		●自治会に対する市民の理解が深まり加入率が上昇しています。			変更あり		●地域コミュニティの中心である自治会への加入率が上昇し自治会活動が活発化しています。				
		●地域のニーズに対応するボランティア団体、NPO法人の活動が活発化しています。			変更あり		●地域のニーズや課題に対応するボランティア団体、NPO法人等の活動が活発化しています。				
成果指標・市民満足度と目標値		成果指標 自治会の加入率 (全世帯のうち自治会に加入している世帯の割合)		目標値(平成29年)	93.00%	成果指標 自治会の加入率 (全世帯のうち自治会に加入している世帯の割合)		現状(平成28年)	88.60%		
				平成28年度時点	88.60%			目標値(平成34年)	93.00%		
		成果指標 NPO法人登録数 (県に登録された本庄市内にあるNPO団体の数)		目標値(平成29年)	40団体	成果指標 NPO法人登録数 (県に登録された本庄市内にあるNPO団体の数)		現状(平成28年)	40団体		
				平成28年度時点	40団体			目標値(平成34年)	45団体		
		市民満足度		協働の仕組みの構築(市民との協働、企業との協働等)		目標値(平成29年)	20%	市民満足度 市民との協働によるまちづくりの推進		現状(平成28年)	27.4%
		市民満足度		地域コミュニティの充実		目標値(平成29年)	40%				

施策中項目	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
	1 自治会の支援	地域コミュニティの中心であり、行政の重要なパートナーである自治会と、その集合体である自治会連合会の活動を支援します。	変更あり	1 自治会の支援	・地域コミュニティの中心であり、行政の重要なパートナーである自治会による地域における様々な活動や、また、その集合体である自治会連合会の活動を支援します。
	2 コミュニティ団体の活動支援	コミュニティ団体の活動を活発化するため、各種活動支援を目的とした補助金の交付や活動の場を用意するなど活動の支援をします。	変更あり	2 コミュニティ活動団体の支援	・地域活動を行う自治会以外のコミュニティ団体との協働によるまちづくりの推進のため、活動の場の提供や事業活動を支援します。
	3 ボランティア団体・NPO法人との協働	ボランティア団体やNPO法人との協働により、各種イベントや研修会を実施するとともに、市民プラザ跡地に建設する複合施設では、様々な市民活動が活発化するための支援に努めます。	変更あり	3 ボランティア団体・NPO法人等との協働	・ボランティア団体やNPO法人等との協働により、各種イベントや研修会等を開催するとともに、積極的にまちづくりへ参画する様々な市民活動を活発化させるための支援を行います。
	4 市民・企業との協働	全市一斉清掃や花いっぱい運動、ロードサポート※など、環境美化、地域コミュニティの推進に寄与する事業を、市民や市内企業・事業所等と協働して積極的に実施します。	変更あり	4 市民・企業との協働	・地域の課題解決や公共サービスのさらなる充実、地域コミュニティの推進に寄与する事業を、市民や企業からも取入れ、協働による取組みを推進していきます。
協働による取組み	取り組み内容		取り組み内容		
	[市民活動団体との協働]市民活動団体との協働による全市一斉清掃や花いっぱい運動を今後も継続し、地域コミュニティの醸成とまちの美化に努めます。 また、市民プラザ跡地に建設する複合施設では、市民活動の拠点として様々な団体の活動が活発化するための支援に努めます。		・自治会及び自治会連合会の活動を支援し地域コミュニティの醸成と地域の課題の解決を図ります。 ・地域の課題や行政課題を自ら解決しようとする市民団体、NPO法人等による専門性、柔軟性等を活かした公益的な取組について協働して取組みます。		
関連計画	計画名	計画期間	概要		

		変更の有無	事業名	事業概要	
(資料編) 主な事業一覧	①自治会運営支援事業	自治会連合会及び各自治会の活動に対する補助金の交付や、自治会連合会の運営を支援します。	変更あり	①自治会運営への支援	自治会連合会及び各自治会の活動に対する補助金の交付や、自治会連合会の運営を支援します。
	②自治会施設整備助成事業	コミュニティ活動の拠点である自治会館等の整備・改修に対し補助金を交付します。	変更あり	②自治会施設整備への助成	地域コミュニティ活動の拠点である自治会館等の整備・改修に対し補助金を交付します。
	③コミュニティ団体活動支援事業	コミュニティ団体の活動に対して補助金を交付し、活動を支援します。	変更あり	③コミュニティ団体への活動支援	コミュニティ団体の活動に対して補助金を交付し、活動を支援します。
	④コミュニティ助成事業	地域コミュニティ醸成のため、(財)自治総合センターの助成金を受けて、祭り道具等の整備を行います。	変更あり	④地域コミュニティへの助成	地域コミュニティ醸成のため、(財)自治総合センターの助成金を受けて、地域コミュニティ活動に必要な物品等の整備を行います。
	⑤市民と市内企業との合同研修	支援自治会と地元企業の防犯・防災等の合同研修に対し、講師の派遣、啓発用品の配布等の支援・協力を行います。	変更あり	⑤市民及び市内企業への研修支援	自治会や地元企業の実施する防犯・防災等の研修に対し、講師の派遣、啓発用品の配布等の支援・協力を行います。
	⑥花いっぱい運動	地域で植栽活動を行っている団体や地元自治会等と協働して、まちの中を花で飾る「花いっぱい運動」を展開します。	削除		
	⑦全市一斉清掃	コミュニティ協議会との協働により、ゴミゼロ運動の一環として全市一斉清掃を実施します。	変更なし	⑥全市一斉清掃	コミュニティ協議会との協働により、ゴミゼロ運動の一環として全市一斉清掃を実施します。
	⑧児玉地域ボランティア連絡協議会への参加	児玉郡市内のボランティア団体の集まりである児玉地域ボランティア連絡協議会に参加し、イベントや研修会などを協働して開催します。	変更なし	⑦児玉地域ボランティア連絡協議会への参加	児玉郡市内のボランティア団体の集まりである児玉地域ボランティア連絡協議会に参加し、イベントや研修会などを協働して開催します。
	⑨ボランティア団体・NPO法人の設立・育成支援	ボランティア団体・NPO法人の設立や活動に関する制度・事業の情報提供など、団体の育成と支援を図ります。	変更なし	⑧ボランティア団体・NPO法人の設立・育成支援	ボランティア団体・NPO法人の設立や活動に関する制度・事業の情報提供など、団体の育成と支援を図ります。
			新規	⑨市民提案事業	地域の課題や行政課題を自ら解決しようとする市民活動団体、NPO法人等の専門性、柔軟性等を生かした公益的な事業の提案を支援し、市民との協働のまちづくりを展開します。

第2章 市民と行政が連携し、ともに地域を支えるまち(市民生活分野)					市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち(市民生活分野)				
市民アンケート		満足度		26 / 36位		重要度		6 / 36位	
現行計画内容					変更の有無	次期計画素案			
施策大項目名		5 交通安全対策			変更あり	5 交通安全対策の推進			
現況と課題					現況と課題		文字数 413		
<p>本市の交通事故発生件数は、前期基本計画策定時の808件(平成18年)と比較し減少傾向にありますが、平成23年の交通事故発生件数は532件、人口千人当たりの人身事故発生率は6.52件で、県下全体の5.15件と比較しても1.26倍で、県内ワースト7位と、依然として事故発生割合が多い状況にあります。このため、引き続き高齢者や障害のある人、子どもなどの安全を守るためのガードレールや歩道、自転車、自動車等の運転手の安全確認を補うカーブミラーや注意喚起を促す標識など、交通安全施設の一層の整備が必要となっています。</p> <p>また、自動車の運転手のみならず、歩行者や自転車利用者などを含む、道路利用者全体の交通安全に対するルールの徹底とマナーの向上のため、学校、家庭、企業及び地域での交通安全教育や、交通事故防止に対する意識の高揚に取り組み、交通事故の減少、安全で円滑な道路交通の確保、快適な交通環境の実現のために、市民と行政が協力して取り組む必要があります。</p>					<p>・本市の交通人身事故発生件数は、年々減少傾向にありますが、平成28年の交通人身事故発生件数は516件、人口千人当たりの人身事故発生率は6.53件で、県下全体の3.80件と比較しても1.72倍で県下ワースト1位と、依然として事故発生割合が多い状況です。特に、事故死者数に占める高齢者の割合が高く、今後の高齢化の進行により、さらに高齢者が関係する事故が増えることが予測されます。そのため、引き続き、運転に不安を感じる高齢者の方々に運転免許証の自主返納を促す啓発活動等を実施していくとともに、安全で円滑な運行を確保するため、道路交通環境の一層の整備を行う必要があります。また、自動車運転者のみならず、歩行者や自転車利用者などを含む、道路利用者全体の交通安全に対するルールの徹底とマナーの向上のため、学校、家庭、企業及び地域での交通安全教育や交通事故防止に対する意識の高揚、生涯を通じた交通安全思想の普及などに取り組む必要があります。</p>				
現状グラフ内容		交通安全対策の現状			変更の有無	現状グラフ内容	交通事故の現状		
現状グラフ		交通事故発生件数			変更なし				
		高齢者が関係した交通事故発生件数			変更なし				
めざす姿		●交通安全施設が適切に設置され、市民が安心して生活できる環境が整備されています。			変更あり	●交通安全施設が適切に設置され、市民が安心して生活できる交通環境が整備されています。			
		●交通安全に対する意識が高まり、高齢者や障害のある人、子どもなど交通弱者への配慮がなされています。			変更なし				
成果指標・市民満足度と目標値		成果指標	交通事故発生件数(市内における交通事故発生件数(年間))	目標値(平成29年)	391件	成果指標	交通事故発生件数(市内における交通事故発生件数(年間))	現状(平成28年)	516件
				平成28年度時点	516件			目標値(平成34年)	391件
		成果指標	高齢者が関係した交通事故発生件数(交通事故発生件数のうち65歳以上の方が、当事者となった件数(年間))	目標値(平成29年)	57件	成果指標	高齢者が関係した交通事故発生件数(交通事故発生件数のうち65歳以上の方が、当事者となった件数(年間))	現状(平成28年)	96件
				平成28年度時点	96件			目標値(平成34年)	57件
市民満足度	交通安全対策(交通安全施設、交通安全活動等)	目標値(平成29年)	40%	市民満足度	交通安全対策	現状(平成28年)	27.5%		

	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
施策中項目	1 交通安全施設などの交通環境の整備	安全で円滑な交通環境の確保のため、交通安全施設である、カーブミラー、路側帯、ガードレール、道路照明灯などの施設整備及び交通安全のための道路の環境整備を順次行い、交通事故の防止を図ります。	変更あり	1 交通安全施設などの道路交通環境の整備	・安全で円滑な道路交通の確保のため、カーブミラー、区画線、ガードレール、道路照明灯などの交通安全施設の整備を図るとともに、適正な管理を行います。また、交通安全のための道路の環境整備を順次行い、交通事故の防止を図ります。
	2 交通安全意識の高揚	高齢者や子どもなど交通弱者の交通事故防止及び自転車の安全利用の促進を重点施策として、自治会、老人会、学校などを中心とした安全教育を実施するとともに安全意識の高揚を図ります。	変更あり	2 交通安全意識の高揚	・高齢者や子どもなど交通弱者の交通事故防止及び自転車の安全利用の促進を重点施策として、 高齢者の自動車運転免許証の返納を促してくとともに 自治会、老人会、学校など、成長過程に応じた段階的かつ体系的な安全教育を推進し、安全意識の高揚を図ります。
協働による取り組み	[地域ボランティア活動による犯罪と交通事故の撲滅] 市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等諸団体による児童生徒の見守り活動を通じて、地域住民による犯罪と交通事故に対する共通認識の共有化を推進し、地域からの犯罪及び交通事故の撲滅に向けた活動を充実させ、安全で安心なまちづくりを進めます。		取り組み内容		
	[地域ボランティア活動による犯罪と交通事故の撲滅] 市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等諸団体による児童生徒の見守り活動を通じて、地域住民による犯罪と交通事故に対する共通認識の共有化を推進し、地域からの犯罪及び交通事故の撲滅に向けた活動を充実させ、安全で安心なまちづくりを進めます。		[地域ボランティア活動による犯罪と交通事故の撲滅] 市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等諸団体による児童生徒の見守り活動を通じて、地域住民による犯罪と交通事故に対する共通認識の共有化を推進し、地域からの犯罪及び交通事故の撲滅に向けた活動を充実させ、安全で安心なまちづくりを進めます。		
関連計画	計画名	計画期間	概要		
	第10次本庄市交通安全計画	平成28年度～平成32年度	陸上交通の安全に係る5ヵ年計画		
(資料編) 主な事業一覧			変更の有無	事業名	事業概要
	①交通安全施設整備事業	カーブミラー、ガードレール、道路照明灯(LED化)の設置など、地域の状況を的確に捉えた安全施設整備を実施します。	変更あり	①交通安全施設の整備	カーブミラー、区画線、ガードレール、道路照明灯の設置など、地域の状況を的確に捉えた安全施設整備を実施します。
	②交通環境の整備	事故が多発している道路・交差点など緊急に交通安全の確保が必要な場所について、重点的に整備を行います。	変更なし	②交通環境の整備	事故が多発している道路・交差点など緊急に交通安全の確保が必要な場所について、重点的に整備を行います。
	③交通安全運動の推進	季節ごとに行われる交通安全運動期間において、啓発活動への各関係団体の参加を促進し、交通安全に関する啓発を推進します。	変更なし	③交通安全運動の推進	季節ごとに行われる交通安全運動期間において、啓発活動への各関係団体の参加を促進し、交通安全に関する啓発を推進します。
	④交通安全教育	高齢者、児童、園児を対象とした各年齢に応じた交通安全教室を随時開催し、交通事故の減少を図ります。	変更あり	④交通安全教育	高齢者や児童生徒、園児などを対象とした各年齢層に応じて、交通事故当事者等の体験談や交通事故を再現した実演等を取り入れるなど、効果的な交通安全教室を随時開催し、交通事故の減少を図ります。
	⑤交通安全協力団体への支援	交通安全母の会や高齢者団体等の交通安全協力者への支援を行い、組織強化のための加入者増を図り、事故防止活動を推進します。	変更あり	⑤交通安全協力団体への支援	交通安全母の会等の交通安全協力者への支援を行い、事故防止活動を推進します。
	⑥災害時への対応	災害時の安全で円滑な交通を確保するため、警察への要請や地域ボランティアの見守り活動等を推進します。	変更あり	「危機管理体制の充実」分野のため削除	

第6章 満足度の高い行政サービスを効率的に提供するまち(行財政経営分野)				市民の信頼に応える行財政経営を進めるまち(行財政経営分野)											
市民アンケート		満足度		13/36位		重要度		35/36位							
現行計画内容				変更の有無		次期計画内容素案									
施策大項目名		4 電子自治体の推進		変更なし											
現況と課題				現況と課題		文字数 469									
<p>国は「e-Japan 戦略※」「e-Japan 戦略※Ⅱ」「IT 新改革戦略」とIT 国家への戦略を策定し、IT 基盤の整備と社会・経済システムの変革により高次な情報化による電子自治体※の構築と、誰でもIT の恩恵を実感できる社会の実現を推進してきました。高速通信網等のIT 基盤の整備は、クラウドコンピューティング※技術の急速な普及を生み、現在は「新たな情報通信技術戦略」に基づき自治体クラウド※の導入が推進されています。</p> <p>本市においても、デジタル技術の持つ創造と革新を十分に発揮させながら電子自治体※の構築を目指し、住民の利便性向上に向けた情報化に取り組むとともにインターネットを活用した行政サービスの充実を図っています。また、災害に備え適切かつ迅速に情報を発信できる仕組みの整備が求められています。</p> <p>一方、業務においても情報化を進め、IT の高度利用による簡素化と効率化を図る必要があります。また近年は、情報漏えいやウィルスの感染、サイバー攻撃※などのリスクに備える必要があることから、情報セキュリティ対策を強化する必要があります。</p>				<p>・スマートフォンやタブレット端末を利用したモバイル通信の拡大やクラウドコンピューティングの発達をはじめとしてICT（情報通信技術）が飛躍的に進展しています。市民の利便性の向上や効率的・安定的な行政事務を推進していくために、これまでも市民窓口対応用のタブレット端末、ペーパーレス会議システム、統合型GIS等の導入を進めてきましたが、さらに新しい技術動向やマイナンバー制度をはじめとする国等の施策を的確に把握しながら、ICT環境の充実を図っていく必要があります。</p> <p>・ホームページ改ざんや標的型攻撃などのサイバー攻撃による情報セキュリティに対する脅威が増大しています。市民の個人情報を保護するとともに適切な行政事務を運営していくために、情報セキュリティ対策をさらに強化していく必要があります。</p> <p>・東日本大震災発生の際には、電子メール不達やインターネットの障害、情報システム及びデータの消失などにより、市民生活に深刻な影響が生じました。大規模災害発生時のICT環境の利用確保や早期復旧のために大規模災害に備えた対策を強化していくことが必要です。</p>											
現状グラフ内容		高度情報化の推進の現状		変更の有無		現状グラフ内容		高度情報化の現状							
現状グラフ		我が国のIT 戦略と電子自治体の展開		変更あり		インターネット利用者数及び人口普及率の推移（個人）									
		インターネット利用者数及び人口普及率の推移（個人）		変更あり		情報通信機器の保有状況の推移（スマートフォン、世帯）									
めざす姿		●インターネットを活用した行政サービスが充実しています。		変更なし		●インターネットを活用した行政サービスが充実しています。									
		●情報の保護や保全のためのセキュリティ対策がより強化されています。		変更なし		●情報の保護や保全のためのセキュリティ対策がより強化されています。									
成果指標・市民満足度と目標値		電子申請・施設予約システムの利用率 (インターネット利用手続件数÷インターネット利用可能手続件数 (平成24年度から開始))		目標値（平成29年）		10%		成果指標		電子申請システム利用手続数		現状（平成28年）		16	
				平成28年度時点		0.2%(H27年)				目標値（平成34年）		50			
		情報セキュリティ事故の件数 (盗難・紛失等による個人情報の漏えい発生件数(年間))		目標値（平成29年）		0		成果指標		公衆Wi-Fi環境の整備施設数		現状（平成28年）		2	
				平成28年度時点		0				目標値（平成34年）		10			
市民満足度		高度情報化の推進		目標値（平成29年）		30%		市民満足度		電子自治体の推進		現状（平成28年）		18.8%	
施策中項目		名称		取り組み内容				変更の有無		名称		取り組み内容			
		1 住民の利便性向上に向けた情報化		インターネットの利用により自宅からでも手続きができる施設予約システムについて、予約できる対象施設の拡充を図ります。また、電子申請システム導入後の運用においては申請項目を充実させ、市民の利便性向上を図ります。				変更あり		1 ICTの利活用による市民の利便性の向上		・インターネットやマイナンバーカードをはじめとしたICTの利活用により市民ニーズに対応した行政サービスを推進し、市民の利便性の向上を図ります。			
		2 住民と行政の情報の共有化		防災情報や防犯情報をメール配信し、情報の共有化を図ります。また、市ホームページにより最新の情報を発信するとともに、より使いやすいホームページを目指し、その充実を図ります。				削除		上記に統合					

施策中項目	3 ITの高度利用による事務の簡素化と効率化	事務の効率化と文書の共有化を図るための文書管理システムや会議時に配布される紙資料を廃止するなど、紙資源の削減と事務の簡素化を図るための会議システムの導入を検討します。	変更あり	2 ICTの利活用による効率的・安定的な行政事務の推進	・クラウドコンピューティングや仮想化などの新しいICT技術を活用し、より効率的・安定的な行政事務の推進を図っていきます。 ・ペーパーレス会議システムの効果的な運用方法を確立し、紙資源の削減や、職員の事務負担の軽減を図ります。また、統合型GISのさらなる活用により市内各部署が保有する空間情報を共有し、①地図データ作成の重複投資削減②地図を利用する業務の効率化③利便性の高い住民向けサービスへの活用④政策判断などへの活用を図っていきます。
	4 情報セキュリティ対策の強化	情報セキュリティ対策をさらに強化するため、情報セキュリティ内部監査を実施するとともに、職員研修を徹底します。	変更あり	3 情報セキュリティ対策の強化	・最新のICT技術の動向の把握・分析に努めるとともに、「本庄市情報セキュリティポリシー」に基づき、物理的・技術的・人的な情報セキュリティ対策と情報セキュリティ監査を引き続き実施し、情報セキュリティマネジメントの強化を図ります。
			新規	4 行政システムにおける大規模災害に対する対策の強化	大規模災害に対して、行政システムの業務継続性を確保するための対策の強化を図ります。
協働による取り組み	取り組み内容				
関連計画	計 画 名	計 画 期 間	概 要		
	本庄市電子自治体推進指針	平成28年度～平成29年度	本市の電子自治体推進の理念や基本的な方向性を示す指針		
(資料編) 主な事業一覧			変更の有無	事業名	事業概要
	①施設予約システム事業	インターネットの利用による体育施設の空き状況の確認や利用申込みなどができるシステムについて、文化施設等への拡充を図ります。	変更なし	②施設予約システム事業	インターネットの利用による体育施設の空き状況の確認や利用申込みなどができるシステムについて、文化施設等への拡充を図ります。
	②電子申請システム事業	インターネットの利用により手続きができる市の各種申請や届出等の充実を図ります。	変更なし	①電子申請システム事業	インターネットの利用により手続きができる市の各種申請や届出等の充実を図ります。
	③防災・防犯情報サービスシステム導入事業	事前登録した方に防災・防犯情報や災害情報を発信します。また、新たな情報サービスシステムを検討することにより、伝達の強化を図ります。	削除	実施済みのため	
	④市ホームページのリニューアル	市ホームページにより最新の情報を発信するとともに、誰にでも使いやすいホームページにリニューアルし、その充実を図ります。	削除	③へ統合	
	⑤文書管理システム導入事業	文書管理システムにより、事務の効率化や文書の共有化、情報公開の迅速化、紙資源の節約を図ります。	削除	1 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進における⑤行政情報の提供推進に移行	
	⑥情報セキュリティ内部監査の実施	情報セキュリティ監査手順に基づいた内部監査を実施することにより本市のセキュリティレベルを高めることで、対策の強化を図ります。	削除	内部審査は平成27年度から実施しています。④情報セキュリティ対策の強化の中で引き続き推進していきます。	

(資料編) 主な事業一覧			新規	②公衆Wi-Fi環境の整備	市内の主要施設に公衆Wi-Fi環境を整備し、市民や本市への来訪者の利便性の向上と災害発生時の通信手段の確保を図ります。
			新規	③行政システムの効果的な運用の推進	より効率的・安定的な行政事務を推進するために、最新のICT技術を踏まえるとともに、費用対効果を検証しながら、行政システムの効果的な運用の推進を図ります。
			新規	④情報セキュリティ対策の強化	最新のICT技術の動向の把握・分析に努めるとともに、「本庄市情報セキュリティポリシー」の適正な運用により、情報セキュリティ対策を強化します。
			新規	⑤大規模災害に対する業務継続性の向上	行政システムのバックアップ体制の強化、リスクの軽減、復旧手順の明確等に努め、大規模災害に対する対策の強化を図ります。

第6章 満足度の高い行政サービスを効率的に提供するまち(行財政経営分野)				市民の信頼に応える行財政経営を進めるまち(行財政経営分野)							
市民アンケート		満足度		16 / 36位		重要度		19 / 36位			
現行計画内容				変更の有無		次期計画内容素案					
施策大項目名		5 自主性・自立性の高い財政運営の確立		変更なし							
現況と課題				現況と課題		文字数 436					
<p>これからの地方財政運営においては、地方分権の時代にふさわしく、自主・自立の考え方に即して、計画的で規律ある財政運営を行うとともに、自主財源※を確保することが重要です。また、地方財政を取り巻く財政状況は、東日本大震災による影響や世界経済の動向などにより先行きに不透明感があり予断を許さない状況にあります。</p> <p>本市においても、自主財源※である市税収入が伸び悩みの状況であり、依存財源※である国からの地方交付税※や臨時財政対策債※に大きく頼らざるを得ない状況ですが、国の財政状況も財源不足が生じている状態で地方交付税※の動向には十分な注視が必要です。一方、歳出面では扶助費※の増加や老朽化している公共施設の維持などに係る経費が増加しており歳出の総額は増加傾向にあります。これらの影響を受けて財政の硬直化も進んでおり、今後はさらに事業の「選択と集中」を図るとともに、財政の健全化に向けた取り組みが必要です。財政健全化の根幹である自主財源※の確保に向けては、さらなる市税納税意識の向上や収納体制の強化を図るとともに、各種施設サービスのほか、行政サービスの受益者負担の見直しを行う必要があります。また、本市の公共施設は、建築後30年を経過する建造物が数多く存在するため、老朽化による設備機器の更新や施設の修繕等が急激に増えている状況にあり、公共施設の今後のあり方を検討していく必要があります。</p>				<p>・本市の財政状況は、少子高齢化社会の進行に伴う生産年齢人口の減少により、経済活動の縮小や停滞が懸念され、市税収入の減少が見込まれる一方で、社会保障関連経費の増大や老朽化する公共施設の維持管理・更新費用等の歳出の増加が見込まれており、厳しい状況が続くことが予想されています。</p> <p>・活力ある、持続可能なまちづくりの実現のためには、財政健全化の根幹である自主財源※を確保するとともに、まちの魅力を創造・発信し、市民や企業に「選ばれるまち」となる必要があります。</p> <p>・「選択と集中」の考えのもと、効率的・効果的な行政経営の推進に努めるとともに、公共施設等の整備については、中長期的な視点により計画的な事業の実施に取り組んでいく必要があります。</p> <p>・課税の適正化に努め、一層の納税意識の向上や収納体制の強化などにより、債権の適正な管理を行う必要があります。また、企業誘致やふるさと納税による寄附者の増加を図るとともに、各種行政サービスの受益者負担の見直しを行う必要があります。</p>							
現状グラフ内容		財政基盤の強化の現状		変更の有無		現状グラフ内容		財政基盤の強化の現状			
現状グラフ		経常収支比率・将来負担比率		変更なし		※後期基本計画では、「経常収支比率・将来負担比率」となっているが、「経常収支比率」に戻す。					
		実質公債費比率		変更あり		実質公債費比率・将来負担比率					
めざす姿		●財政収支見通しに基づき、健全な財政運営が行われています。		変更あり		●安定した財源確保により、健全な財政運営が行われています。					
		●各種サービスにおける受益者負担の見直しが行われています。		変更あり		●各種サービスにおける受益者負担の見直しが行われ、負担の適正化が図られています。					
		●財産や公共施設が適正に管理されています。		変更あり		●公共施設等について総量の削減や長寿命化を推進し、維持管理・運営の効率化等に計画的に取り組むことで財政負担を縮減し、安全で持続可能な施設整備が行われています。					
成果指標・市民満足度と目標値		成果指標 経常収支比率※ (財政運営の弾力性を示す指標(比率が高いほど、財政運営の硬直化が進んでいることを表す))		目標値(平成29年)		成果指標 経常収支比率※ (財政運営の弾力性を示す指標(比率が高いほど、財政運営の硬直化が進んでいることを表す))		現状(平成28年)		※決算終了後(H29.9月)	
				88%以内				目標値(平成34年)		90%以内	
		成果指標 実質公債費比率※ (公債費のうち交付税により措置されるものを除いた正味の公債費の占める割合)		目標値(平成29年)		成果指標 実質公債費比率※ (公債費のうち交付税により措置されるものを除いた正味の公債費の占める割合)		現状(平成28年)		※決算終了後(H29.9月)	
				5.60%				目標値(平成34年)		6.10%以内	
		平成28年度時点		84.8%(平成27年度)							
		平成28年度時点		5.10%(平成27年度)							

成果指標・市民満足度と目標値	成果指標	将来負担比率※ (標準的な収入に対して、一般会計等が抱える実質的な負債の占める割合)	目標値(平成29年)	61.5%以内	成果指標	将来負担比率※ (標準的な収入に対して、一般会計等が抱える実質的な負債の占める割合)	現状(平成28年)	※決算終了後 (H29.9月)	
			平成28年度時点	4.60% (平成27年度)			目標値(平成34年)	19.50%以内	
	成果指標				成果指標	20歳代・30歳代の転入超過人口 (転入人口-転出人口)	現状(平成28年)	-43人	
							目標値(平成34年)	0人(移動均衡)	
	市民満足度	財政基盤の強化(効率的な財政運営等)	目標値(平成29年)	18%	市民満足度	自主性・自立性の高い財政運営の確立	現状(平成28年)	15.9%	
施策中項目	名称	取り組み内容			変更の有無	名称	取り組み内容		
	1 自主財源※の確保	納税・納付への意識啓発を促進し収納率の向上を図り、安定的な自主財源※の確保に努めます。			変更あり	1 自主財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> 適正な課税と納税・納付への意識啓発を促進し、納税・納付秩序の維持を図るとともに収納率の向上を目指し、安定的な自主財源の確保に努めます。 優良な企業の誘致や地元雇用の創出、ふるさと納税制度による寄付者の増加を図り、また、広告収入やネーミングライツなどの多様な財源の確保に取り組みます。 		
	2 計画的な財政運営	中長期的な視点に立ち、市財政が健全に運営されるよう、総合振興計画や行政改革大綱を踏まえた財政収支の見通しを作成し、計画的・効率的な財政運営に努めます。			変更あり	2 計画的な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> 中長期的な視点に立ち、市財政が健全に運営されるよう、総合振興計画や行政改革大綱を踏まえた財政収支の見通しを作成し、計画的・効率的な財政運営に努めます。 地方公会計による財務諸表の整備活用により、市民に分かりやすい情報の開示を行うとともに、財政運営の効率化・適正化を図ります。 		
	3 財産管理の効率化	公共施設の効率・効果的な運営を行います。また、利用計画のない市有地については、積極的に公売に付し、自主財源※を確保するとともに、財産管理のスリム化を進めます。			変更あり	3 財産管理の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の効率的、効果的な運営ができるよう適正な施設管理を行います。 公共施設の跡地等について、地域の特性や将来の利用可能性等を検討し、将来的に利用計画のないものについては、積極的に公売に付し、自主財源を確保するとともに、財産管理のスリム化を進めます。 		
	4 事業コストの縮減	公共サービスを効率的に提供できるように、徹底して無駄を省くとともに、事業の実施方法を検証し、事業コストの縮減に努めます。			変更あり	4 事業コストの縮減	<ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズに即した、「選択と集中」による計画的な市政運営を実施します。 事務事業評価※を実施し、事業の有効性や効率性を検証します。 		
	5 公共施設等の適正な配置	中長期的な視点に立ち、将来にわたって維持可能な規模の施設数を定め、施設を通じた行政サービスの維持・向上のための最適な施設配置や建替え等のあり方を計画化します。			変更あり	5 公共施設等の適正な配置	<ul style="list-style-type: none"> 市の保有する全ての公共施設等について、中長期的な視点から施設総量の削減や長寿命化の推進、維持管理・運営の効率化等に取り組み、財政負担を縮減するとともに安全安心な施設を通じた行政サービスを提供します。 		
					新規	6 まちの魅力創造	<ul style="list-style-type: none"> まちの魅力が向上し、市民や企業に「選ばれるまち」になることが必要です。魅力ある地域資源を掘り起こし、積極的な情報発信に取り組みます。 		
協働による取り組み	取り組み内容				まちのイメージの向上のため、ワークショップ等を開催し、市民の積極的な参加を求め、併せて市民自らが地域への愛着と誇りを高め、「選ばれるまち」に向けたシティプロモーションを協働で作りに上げていきます。				

関連計画	計画名	計画期間	概要		
	本庄市公共施設再配置計画	H27年度～（概ね30年間）	公共施設（ハコモノ施設）の更新や維持管理に関する財政負担の縮減・平準化、施設全体の最適化を図るための基本的な考え方や全体目標、取組方針等を定めた計画		
	本庄市公共施設等総合管理計画（インフラ編）	H28年度～（概ね30年間）	道路や橋梁、上下水道など社会基盤施設（インフラ施設）に関して、将来にわたり安全に安心して利用するための維持管理・運営に係る基本的な方針を定めた計画		
	本庄市公共施設維持保全計画	H29年度～（概ね30年間） ※概ね5年毎に見直し検討	公共施設（ハコモノ施設）の今後の長期的な改修や更新について定めた計画		
（資料編） 主な事業一覧			変更の有無	事業名	事業概要
	①市税等収入の増加	口座振替による納税の推進及びマルチペイメントネットワーク※等を利用した納税等、納付方法の多様化を検討するとともに、税や使用料等に対する重複滞納者対策として適正な債権管理に努めます。	変更あり	①市税等収入の増加	口座振替の推進及びマルチペイメントネットワーク等を利用した納税・納付方法の多様化を図るとともに、税や料金の滞納者対策を進め適正な債権管理に努めます。
	②受益者負担の適正化	使用料や手数料について、サービス提供にかかるコストなどを検証し、利用者の負担割合、減免となる条件や減免割合を見直します。	変更なし		
	③財政収支の見通しの策定	財政状況を確認した上で、財政を健全化するための計画として、中長期的視点により、財政的な数値目標を掲げた財政収支の見通しを策定します。	変更なし		
	④公共施設の効率・効果的な運営	公共施設の相互利用を促進し、施設の有効利用を図るとともに、計画的な管理やスリム化など効率・効果的な運営を進めます。	変更なし		
	⑤事務事業の見直しによる経常経費の縮減	事務事業評価※を通じて、事業の目的や効果コストを明確にするとともに、事業の見直しにより経常経費の縮減に努めます。	変更なし		
	⑥長期化・固定化した補助金等の見直し	目的が達成されたものや効果が薄れた補助金等について、廃止などを見直しを行います。また、新規事業については「本庄市補助金等適正化委員会」において、客観的に判断します。	変更なし		
	⑦公共施設の適正な配置	市で保有する施設の現状と課題を明らかにした上で、公共施設の適正配置を推進します。	削除	④へ統合	
			新規	シティプロモーションの推進	市民とともに地域資源や魅力を見直し、発見・想像し、地域への誇りや愛着など住民意識を高め、併せて人、モノ、企業を呼び込み、選ばれる本庄市として認知度や好感度、関心を高めることを目指して、関係機関と連携し周知、情報発信活動を推進します。

※経常収支比率：人件費・扶助費・公債費等の義務的な性格の強い経常経費に、市税や地方交付税等の一般財源がどの程度充当されているかを示す比率。この比率が高いと財政の弾力性がないとみなされる

※実質公債費比率：地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率のこと。実質公債費比率が18%以上となると、地方債発行に県知事の許可が必要になる

※将来負担比率：一般会計等の地方債残高など、将来支払う債務の残高が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるかを示す指標

※事務事業評価：事務事業を対象とした行政評価のこと。成果や経済性などを評価し、事務事業の効果や効率を高めようとする仕組みのこと